

# 震災対策編

# 震災対策編

## 第1章 地震被害想定

第1節 地震被害想定	1-1-1
------------	-------

## 第2章 災害予防

緊急地震速報と地震情報	i ~ iv
第1節 防災教育・訓練	2-1-1
第2節 自主防災組織の育成	2-2-1
第3節 防災都市計画	2-3-1
第4節 集落孤立対策	2-4-1
第5節 地盤災害予防計画	2-5-1
第6節 建築物等災害予防	2-6-1
第7節 道路・橋りょう・トンネル等の地震対策	2-7-1
第8節 港湾・漁港施設の地震対策	2-8-1
第9節 鉄道事業者の地震対策	2-9-1
第10節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策	2-10-1
第11節 農地・農業用施設等の地震対策	2-11-1
第12節 防災通信施設の整備と地震対策	2-12-1
第13節 放送事業者の地震対策	2-13-1
第14節 電気通信事業者の地震対策	2-14-1
第15節 電力供給事業者の地震対策	2-15-1
第16節 ガス事業者等の地震対策	2-16-1
第17節 上水道の地震対策	2-17-1
第18節 下水道等の地震対策	2-18-1
第19節 危険物等施設の地震対策	2-19-1
第20節 津波災害予防計画	2-20-1
第21節 地震火災予防計画	2-21-1
第22節 廃棄物処理体制の整備	2-22-1
第23節 救急・救助体制の整備	2-23-1
第24節 医療救護体制の整備	2-24-1
第25節 避難体制の整備	2-25-1
第26節 要配慮者の安全確保計画	2-26-1
第27節 食料・生活必需品等の確保計画	2-27-1
第28節 学校等の地震防災対策	2-28-1
第29節 文化財の地震防災対策	2-29-1
第30節 ボランティア受入れ体制の整備	2-30-1
第31節 事業所等の事業継続	2-31-1

第32節	行政機関等の業務継続計画	2-32-1
------	--------------	--------

### 第3章 災害応急対策

第1節	災害対策本部の組織・運営計画	3-1-1
第2節	防災関係機関の相互協力体制	3-2-1
第3節	災害時の通信確保	3-3-1
第4節	津波避難計画	3-4-1
第5節	被災状況等収集伝達計画	3-5-1
第6節	広報計画	3-6-1
第7節	市民等避難計画	3-7-1
第8節	避難所運営計画	3-8-1
第9節	避難所外避難者の支援計画	3-9-1
第10節	自衛隊の災害派遣計画	3-10-1
第11節	輸送計画	3-11-1
第12節	警備・保安及び交通規制計画	3-12-1
第13節	海上における災害応急対策	3-13-1
第14節	消火活動計画	3-14-1
第15節	救急・救助活動計画	3-15-1
第16節	医療救護活動計画	3-16-1
第17節	防疫及び保健衛生計画	3-17-1
第18節	こころのケア対策計画	3-18-1
第19節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画	3-19-1
第20節	廃棄物の処理計画	3-20-1
第21節	トイレ対策計画	3-21-1
第22節	入浴対策計画	3-22-1
第23節	食料・生活必需品等の供給計画	3-23-1
第24節	要配慮者の応急対策	3-24-1
第25節	建物の応急危険度判定計画	3-25-1
第26節	宅地等の応急危険度判定計画	3-26-1
第27節	学校等における応急対策	3-27-1
第28節	文化財応急対策	3-28-1
第29節	障害物の処理計画	3-29-1
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	3-30-1
第31節	愛玩動物の保護対策	3-31-1
第32節	災害時の放送	3-32-1
第33節	公衆通信の確保	3-33-1
第34節	電力供給応急対策	3-34-1
第35節	ガスの安全、供給対策	3-35-1
第36節	給水・上水道施設応急対策	3-36-1
第37節	下水道等施設応急対策	3-37-1
第38節	危険物等施設応急対策	3-38-1
第39節	道路・橋りょう・トンネル等の応急対策	3-39-1

第40節	港湾・漁港施設の応急対策	3-40-1
第41節	鉄道事業者の応急対策	3-41-1
第42節	治山・砂防施設等の応急対策	3-42-1
第43節	河川・海岸施設の応急対策	3-43-1
第44節	農地・農業用施設等の応急対策	3-44-1
第45節	農林水産業応急対策	3-45-1
第46節	商工業応急対策	3-46-1
第47節	応急住宅対策	3-47-1
第48節	ボランティアの受入れ計画	3-48-1
第49節	義援金の受入れ・配分計画	3-49-1
第50節	義援物資対策	3-50-1
第51節	災害救助法による救助	3-51-1

#### **第4章 災害復旧・復興計画**

第1節	民生安定化対策	4-1-1
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	4-2-1
第3節	公共施設等災害復旧対策	4-3-1
第4節	災害復興対策	4-4-1

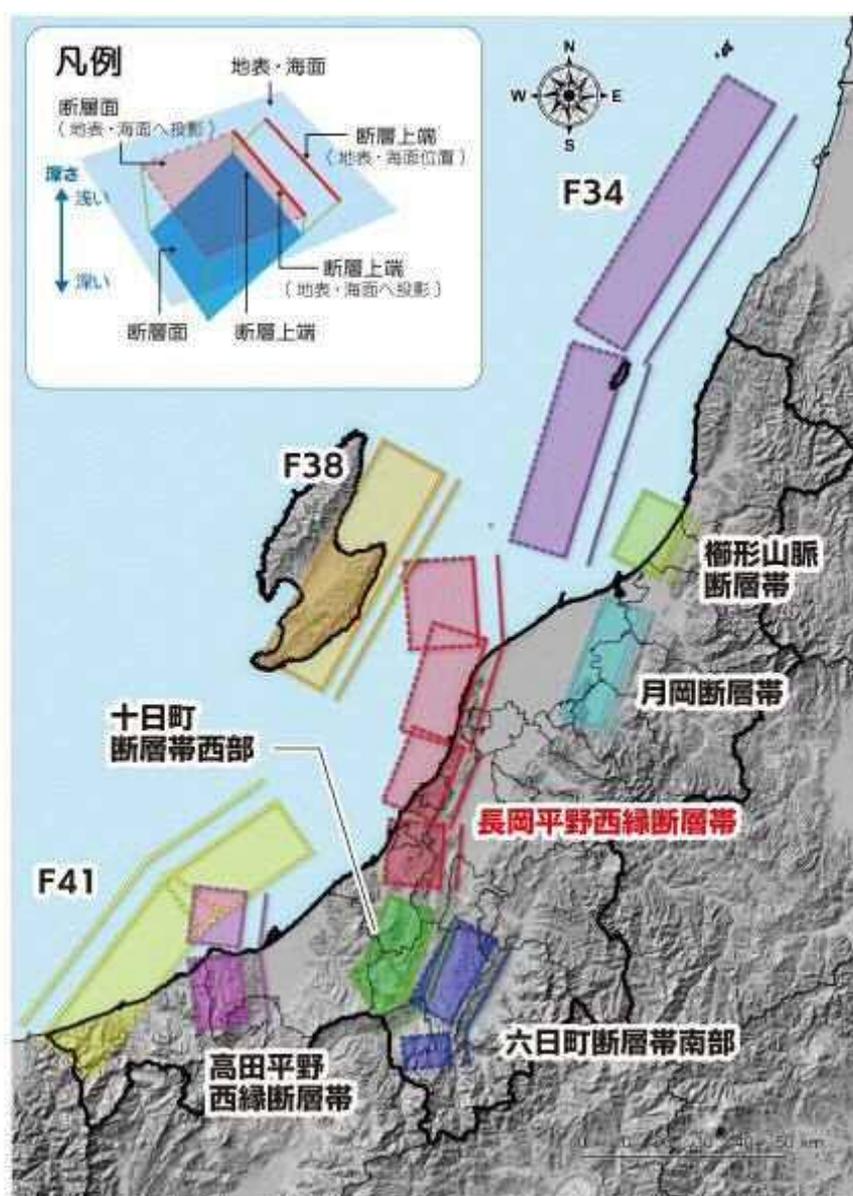
# 震災対策編

## 第1章 地震被害想定

### 第1節 地震被害想定

#### 1 地震の想定

震災対策計画策定にあたっては、令和元年度から令和3年度にかけて新潟県が実施した「新潟県地震被害想定調査」に基づき、現在把握されている震源断層の中から、内陸については震度6弱以上（建物にひび割れや亀裂が出始める）、海域については津波浸水深50cm以上（想定床上浸水開始水深）の県内曝露人口を算出し、曝露人口が多い地震を優先するとともに、中枢都市に影響する震源断層を考慮しつつ曝露人口が発生しない市町村が無いよう、発生確率や地域バランスを考慮して、以下のとおり内陸6地震・海域3地震の計9地震を選定した。



番号	想定地震名	地震タイプ	先行調査名	走向	傾斜度	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)	MW	発生確率
1	楡形山脈断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	206.3	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3%~5%
2	月岡断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	200.3	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0%~1%
3	長岡平野西縁断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	176.5	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
				202.0	55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
				185.0	55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
4	十日町断層帯西部	内陸	地震調査研究推進本部	197.0	55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	3%以上
				200.3	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	
5	高田平野西縁断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	236.0	45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
				187.0	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	
6	六日町断層帯南部	内陸	地震調査研究推進本部	172.5	45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%~0.01%
				208.2	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	
7	F34	海域	H29県津波調査	174.5	50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	-
				211.0	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	
8	F38	海域	H29県津波調査	197.0	45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	-
				209.0	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	
9	F41	海域	H29県津波調査	37.0	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	-
				55.0	45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	

## 2 被害の想定

### (1) 被害想定を行う地震動の設定

今回調査では、対象とする9想定地震において強震動生成域や破壊開始始点の配置パターンにより全47ケースが考えられる中で、各地域において安全側の防災対策が実施可能となることを重視し、被害想定を行う地震動の設定は「ケース重ね合わせ※1」を用いることとした。

※1：同一メッシュ（250m）の最大値を採用する方法

### (2) 想定シーン

今回調査では、県民の生活様式及び最悪の被害発生を想定し、季節や時刻に応じて人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な以下の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害等は、風速・風向によって被害の様相が異なるため、県内の過去の風速・風向を参考に、3シーンにおける平均風速と強風風速及び最多風向を反映した想定を行った。

ア 冬・深夜

イ 夏・12時

ウ 冬・夕18時

### (3) 被害想定結果

各想定地震における県全体の今回調査の結果を次表に示す。

調査結果から、過去に経験した地震の被害を上回る建物の倒壊や火災による焼失、津波被害、人的被害の他、ライフラインや交通施設の被害、避難者などの生活への支障など、様々な災害が発生することが想定される。

また、特に新潟県は全域が豪雪地帯（うち18市町村は特別豪雪地帯）に指定され1年の1/3が積雪に覆われている地域であるため、冬季に地震が発生した場合は、積雪の影響で地震による被害が拡大することも懸念される。

被害想定結果総括表【人的被害は冬深夜強風時シーンの値、それ以外は冬18時強風時シーンの値】

大項目	中項目	小項目	細項目	単位	F34	F38	F41	楯形山脈 断層帯	月岡断層帯
建物被害	揺れ・液状化・土砂災害・津波・地震火災	地震動	全壊	棟	17,842	31,056	40,751	2,040	64,374
			半壊	棟	57,353	19,695	50,242	9,142	71,066
		液状化	全壊	棟	1,271	825	1,030	299	1,290
			半壊	棟	45,039	30,123	36,899	11,119	42,281
		土砂災害	全壊	棟	125	168	575	9	112
			半壊	棟	292	392	1,341	21	261
		津波	全壊	棟	1,280	1,329	1,155	-	-
			半壊	棟	19,848	17,627	2,174	-	-
			床上浸水	棟	8,069	6,595	659	-	-
		地震火災	床上浸水	棟	18,809	19,723	1,929	-	-
			炎上出火	件	31	60	77	-	4
			煙失棟数	棟	15,917	3,337	8,395	19	43,454
計	全壊(煙失棟数含む)	棟	36,436	36,715	51,906	2,367	109,230		
	半壊	棟	122,532	67,836	90,656	20,282	113,608		
	床上浸水(津波)	棟	8,069	6,595	659	-	-		
人的被害			床上浸水(津波)	棟	18,809	19,723	1,929	-	-
			死者数	人	2,029	2,766	3,045	134	5,006
			負傷者数	人	33,534	25,770	22,349	2,098	25,804
			重傷者数	人	8,518	8,797	6,100	217	6,869
			軽傷者数	人	25,016	16,973	16,249	1,881	18,936
		津波に伴う要救助者	人	4,564	5	25	-	-	
ライフライン被害	上水道	水道管被害	被害箇所数	箇所	833	1,008	1,152	205	1,787
		断水人口	直後	人	483,666	90,058	417,104	67,751	702,714
	下水道	機能支障	被害延長	km	2,952	2,333	2,914	939	2,809
			支障人口	人	723,941	418,258	599,494	175,774	740,570
	電力	電柱被害	被害本数	本	2,266	1,425	2,236	124	6,069
		停電軒数	直後	軒	281,123	61,888	201,047	40,405	344,289
	通信施設	通信電柱被害	被害本数	本	2,111	1,103	1,810	87	5,864
		不通回線	不通回線数	回線	418,546	66,371	220,259	47,086	529,099
	都市ガス	供給停止	停止戸数	戸	13,131	1,101	4,252	22	98,238
	LPガス	支障	供給支障数	戸	813	328	402	137	894
交通施設被害	道路(緊急輸送道路)	橋梁	箇所	127	88	207	24	147	
		盛土	箇所	258	182	487	77	280	
		斜面	箇所	44	61	124	2	16	
		トンネル	箇所	0	1	0	0	0	
	鉄道	計	箇所	429	332	817	103	443	
		津波	箇所	19	19	35	0	0	
	港湾	地震動	箇所	638	292	959	168	581	
		津波	箇所	46	15	29	-	-	
	漁港	A	港	0	0	0	0	0	
		B	港	9	10	11	4	9	
漁港	機能停止	港	0	0	1	-	-		
	A	港	0	0	2	0	0		
漁港	B	港	73	81	75	18	58		
	機能停止	港	8	9	16	-	-		
生活への支障	避難者	全避難者数	発生直後・1日後	人	304,418	231,473	96,548	7,086	207,936
		避難所避難者	発生直後・1日後	人	198,151	152,426	59,736	4,251	124,761
		避難所外避難	発生直後・1日後	人	106,267	79,048	36,812	2,834	83,174
	要配慮者		発生直後・1日後	人	16,033	12,111	7,900	574	23,111
	自力脱出困難者			人	442	300	886	47	1,606
	帰宅困難者数	帰宅困難者数		人	121,094	119,922	123,331	76,637	116,194
		外出者数		人	130,578	129,406	132,815	86,121	125,678
	住宅の不足	必要仮設住宅数		棟	10,391	5,606	9,359	820	24,294
		食料・飲料水等の不足	食料不足量 1~3日合計	食	127,633	52,476	89,227	0	533,470
	トイレの不足	飲料水不足量 1~3日合計	L	3,243,994	520,697	2,973,324	370,263	5,113,303	
		要応急給水量 1~3日最大	L	987,605	188,282	932,151	113,263	1,560,509	
	エレベーター停止	トイレ不足量 1~3日合計	L	588,573	439,025	118,955	0	357,172	
		停止台数	台	592	127	493	40	821	
	医療機能の不足	人数	人	5	1	3	0	7	
		転院患者数	人	100	27	70	2	132	
	震災廃棄物量	対応力不足量 入院	人	7,018	7,246	5,255	110	5,911	
		外來	人	20,844	13,805	12,892	1,407	14,397	
	孤立集落数	がれき発生量	万t	705	587	807	74	1,522	
仮置き場必要面積		ha	231	192	264	24	498		
ため池	津波堆積物発生量	万t	259	225	50	-	-		
	農業集落	孤立集落数	地域	11	39	70	0	20	
農業かんがい施設	漁業集落	孤立集落数	地域	84	70	36	0	0	
	A	箇所	5	36	56	0	25		
ため池	箇所数	B	箇所	21	39	90	6	24	
	影響戸数	A	戸	50	1,218	1,944	0	1,277	
農業かんがい施設	影響面積	B	戸	928	1,525	2,418	36	448	
		ha	124,366	131,212	117,945	43,435	119,381		

長岡平野 西縁断層帯	十日町 断層帯西部	高田平野 西縁断層帯	六日町 断層帯南部	備考	全回調査 (H10.3)	1964年 新潟地震 (中震:新潟県1966)	2004年新潟県 中越地震 (H21.10.15時点)	2007年新潟県 中越沖地震 (H25.4.1時点)
112,678	32,513	9,092	15,248					
149,915	53,077	25,773	35,087					
1,743	702	312	528					
60,186	25,899	11,480	19,638					
653	564	179	412					
1,524	1,315	417	961					
425	-	6	-					
14,080	-	105	-					
5,537	-	21	-					
17,066	-	162	-					
193	56	15	26		237件	12件	建物火災9件	建物1件、その他2件
55,746	3,297	1,607	267		10,660棟	402棟		
171,244	37,075	11,196	16,455		全壊・大破25,456棟 半壊・中破72,367棟	全壊 3,277世帯 半壊 10,966世帯	全壊 3,175世帯 半壊 13,810世帯	全壊 1,331世帯 半壊 5,710世帯
225,705	80,290	37,775	55,686					
5,537	-	21	-					
17,066	-	162	-					
7,920	2,160	615	1,008		1,232人	14人	68人	15人
56,922	16,035	6,597	9,424					
14,475	3,405	985	1,607		2,589人	46人	632人	341人
42,447	12,630	5,612	7,817		49,893人	270人	4,163人	1,975人
15	-	0	-					
4,430	1,066	567	513		12,717箇所			
1,375,222	462,834	194,588	251,424		311,657世帯			
4,429	2,319	837	1,893					
1,227,818	512,268	213,798	358,875					
10,483	2,211	524	879		3,203基	電柱被害5,482基		
642,431	220,944	81,827	147,367		93,483世帯			
8,201	1,515	394	563		2,662基	新築電話回線3,600基		
839,314	251,248	92,368	167,225		185,039回線			
338,243	12,783	31,523	2,882		263,016件			
1,294	718	182	595					
319	199	77	140		117箇所	市町村報告み18(箇所)		
571	397	166	318		14箇所	県工事分137箇所		
100	88	46	65		7箇所			
0	2	1	1					
990	686	290	523					
7	-	1	-					
1,176	870	351	705		331箇所	全国692件		
17	-	0	-					
0	0	0	0	危険度はA/B>C (Cランク箇所数は省略)	1港	港湾3港		
11	8	7	7		3港			
0	-	0	-					
1	1	0	0	危険度はA/B>C (Cランク箇所数は省略)	1港	漁港11港		
80	52	35	30		7港			
0	-	0	-					
471,386	59,210	25,104	29,238		233,604人	78,566人		
295,377	35,526	15,174	17,543					
176,010	23,684	9,930	11,695					
34,720	4,962	2,600	2,337					
2,964	976	234	588					
123,781	84,825	45,247	66,533					
133,265	94,308	54,731	76,016					
35,370	7,016	2,817	3,332					
956,445	40,735	15	1,854					
10,756,357	3,405,197	1,459,273	1,609,955					
3,311,449	1,022,439	442,538	504,757					
884,495	25,579	8	19,596					
1,512	730	161	654					
11	4	1	3					
270	46	13	16					
12,933	2,715	508	1,076					
34,844	10,544	4,351	5,896					
2,491	616	216	320					
815	201	71	105					
215	-	8	-					
29	235	25	86					
28	0	8	0					
36	76	16	22	危険度はA/B>C (Cランク箇所数は省略)	3箇所			
134	114	53	88	危険度はA/B>C (Cランク箇所数は省略)	11箇所			
1,051	1,805	1,216	565	危険度はA/B>C (Cランク箇所数は省略)	47箇所			
4,144	2,688	1,717	2,472	危険度はA/B>C (Cランク箇所数は省略)	58箇所			
142,186	65,804	21,409	59,106		55,885ha	水路1,359箇所		

## 第2章 災害予防

### 緊急地震速報と地震情報

#### 1 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は、ラジオ、テレビを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位置づけられる。

地震及び津波警報等発表の流れは、津波災害対策編第3章「第6節 津波避難計画」に定める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

区域の名称	郡市町村名
新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡 [田上町]、三島郡 [出雲崎町]、南魚沼郡 [湯沢町]、中魚沼郡 [津南町]、刈羽郡 [刈羽村]
新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡 [聖籠町]、西蒲原郡 [弥彦村]、東蒲原郡 [阿賀町]、岩船郡 [関川村、栗島浦村]
新潟県佐渡	佐渡市

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

##### (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

##### (3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>

駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・ あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・ 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

市は、新潟地方気象台、県及びその他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

## 2 地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

	される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	
各地の震度に関する情報（注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

### 3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く）</li> <li>・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時</li> <li>・（担当地域で）震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期（毎月初旬）</li> </ul>	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

## 第1節 防災教育・訓練

担当部署	全部署	◎消防本部
------	-----	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震・津波に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の基本方針のもと災害予防に関する教育、訓練等を実施する。

- ① 地域防災力の基盤を支える市民、自治会、自主防災組織及び事業所等が行う自らの安全を確保するための取組を奨励、支援する。
- ② 市職員並びに自治会、自主防災組織及び事業所等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。
- ③ 市、県、防災関係機関、市民及び企業等が、それぞれの防災活動を的確に実施し、相互の連携を図るよう平常時から防災訓練を実施する。
- ④ 各防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を企画、実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」に基づく個別プラン等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

#### (3) 積雪期の対応

冬期間は、積雪、寒冷、強風など気象条件が悪く、災害発生時は直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も他の時期とは異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修内容について考慮する。

#### (4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 2 主な取組

#### (1) 防災教育が目標とする状態

- ① 児童・生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることや家族・地域に避難を促すことができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- ② 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び地震時に発生する可能性の高い被害に関する知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。
- ③ 市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場等において必要な支援行動ができる。
- ④ 市民が緊急地震速報の伝達方法及び取るべき行動について理解し、実際に対応できる。
- ⑤ 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員として災害時に必要な行動を取ることができる。
- ⑥ 市、県、防災関係機関の職員が地震・津波に関する基礎知識を持ち、かつ、市民として行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。

(2) 防災訓練が目標とする状態

- ① 災害発生時において、市民が自ら及び家族の安全を確保するとともに、冷静かつ適切な防災対策及び避難行動ができる。
- ② 災害発生時において、応急対策の実施主体となる市職員が、それぞれの役割及び業務内容を理解し、適切に判断して行動できる。

### 3 それぞれの役割

(1) 防災教育

① 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

- (ア) 市や防災関係機関による地震・津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
- (イ) 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- (ウ) 次世代への被災経験の伝承
- (エ) 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
- (オ) 緊急地震速報受信時の取るべき行動等に関する理解

イ 地域の役割

- (ア) 自治会及び自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- (イ) 地域内の地震被害危険箇所の把握・点検・確認
- (ウ) 次世代への災害被災経験の伝承

ウ 企業等の役割

- (ア) 市や防災関係機関による地震・津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
- (イ) 社内での事前対策及び地震発生時の行動に関する検討
- (ウ) 災害発生時における地域支援及び連携のあり方について検討
- (エ) 緊急地震速報の仕組み及び取るべき行動等に関する社内教育

② 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、自治会及び自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

ア 地域社会における防災教育の推進

- (ア) 自治会及び自主防災組織が行う学習活動の支援及び学習機会の提供
- (イ) 自治会及び自主防災組織が行う防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供

イ 学校教育における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 社会教育における防災学習の推進

市民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

エ ハザードマップ等による地域の危険情報の周知を図るほか、地区や個人単位のタ

イムラインの作成を支援する等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。

オ 災害教訓の伝承

(ア) 災害教訓の伝承の重要性についての啓発

(イ) 市民が災害教訓を伝承する取組を支援するための、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開

カ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

(ア) 要配慮者本人及び家族の防災学習機会の提供

(イ) 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習機会の提供

(ウ) 介護事業者及び介護従事者等の防災学習機会の提供

(エ) 外国人受入れ先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習機会の提供

キ 企業等における防災教育の推進

(ア) 企業等が行う学習活動の支援及び学習機会の提供

(イ) 企業等が防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供

ク 市職員の災害対応能力を高めるための防災教育、防災部門の人材育成

ケ 市職員を対象とした緊急地震速報受信時の避難誘導及び適切な施設管理等に関する教育の実施

③ 県の役割

ア 学校における防災教育の推進

(ア) 県立学校における防災教育の実施

(イ) 私立学校に対する啓発

(ウ) 県立看護大学職員・学生に対する防災教育及び講師派遣等の支援

イ 社会教育における防災学習の推進

ウ 要配慮者及び保護責任者の防災学習への支援

エ 県職員の防災教育の実施及び防災部門の人材育成

オ 県警察における防災教育の実施

カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供

キ 市職員に対する防災教育の支援

④ 新潟地方気象台の役割

地震・津波及び緊急地震速報等に関する基礎的な知識や適切な防災行動等

⑤ 防災関係機関の役割

防災関係機関は、それぞれが定めた計画に基づいた防災教育・研修を行うほか、災害予防に関する項目について市民への普及及び啓発を図る。また、市が行う市職員に対する防災教育について、必要に応じて支援する。

(2) 防災訓練

① 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となるため、市や自治会、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握するなど、災害時における適切な判断、行動ができるよう備えておく。

イ 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、自治会、自主防災組織等は地域での防災訓練等を実施し、避難行動要支援者の所在や、避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導體制などの確認に努める。

ウ 企業、事業所、学校等の役割

企業、事業所、学校等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、大規模地震時には指定避難所とは別に緊急の避難場所としての機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが困難な場合が多いことに配慮し、平常時から職員等による避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制整備に努める。

② 市の役割

市は、職員に対する防災訓練を行うとともに、災害発生時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

ア 市職員の防災訓練計画

訓練	訓練内容	実施目標
非常参集訓練	勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、職員が非常参集する訓練。	原則年1回以上
災害対策本部 設営運営訓練	災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練。(実動訓練・図上訓練)	原則年1回以上
無線通信訓練	災害発生時に有線通信が不通又は困難な状況になった場合を想定し、防災関係機関相互の通信連絡を行う訓練。	原則年1回以上

イ 市総合防災訓練

市は、災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民、自治会、自主防災組織、ボランティア団体、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を原則として年1回以上実施する。

(ア) 参加した市民が訓練を体験することで知識・技術を身に付けることができる市民参加型訓練の実施に努める。

(イ) 避難行動要支援者名簿に登録している避難行動要支援者及び保護責任者の参加を促進し、支援方法の確認を行うとともに、防災知識の普及、啓発に努める。

ウ 地域における防災訓練

地域の実情に応じたワークショップを開催するほか、自主防災組織や消防団等が実施する防災訓練を支援する。

エ 学校における防災訓練

学校生活における様々な場面(授業中、休憩中、課外活動、学校行事等)を想定するとともに、情報伝達体制の確認や放送設備等の点検を含めた訓練を実施する。

オ 緊急地震速報受信を想定した訓練

訓練を企画、実施する際は、緊急地震速報の受信及び関連する対応を含めるよう考慮する。

カ 訓練における課題の抽出

訓練終了後は、課題点の確認と対応方法の改善を行う。

③ 県の役割

県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織・自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、防災訓練の実施にあたっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助

隊などの広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自治会、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、避難行動要支援者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

#### ④ 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市、県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれの機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

## 第2節 自主防災組織の育成

担当部署	企画定住課 能生事務所 青海事務所 ◎消防本部
------	-------------------------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模災害時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、県民、市町村及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

#### (2) 自主防災組織の育成

自治会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進める。なお、小規模な自治会にあっては、複数の自治会との連携による組織化を促す。

自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。

#### (3) 自主防災組織の概要

##### ① 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

##### ② 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編成を定めることが望ましい。

なお、班編成は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

##### ③ 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は概ね次の活動を行う。

平常時の活動	災害時の活動
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力
④ 防災資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援
	⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分
	⑧ 避難所運営協力

## 2 主な取組

- (1) 自主防災組織が結成されていない地域において、組織化を進める。
- (2) 既存の自主防災組織について、組織及び活動の活性化を図る。
- (3) 研修会等の開催により、自主防災組織のリーダーを養成する。
- (4) 自主防災組織相互の連携、協力体制を確立する。

## 3 それぞれの役割

### (1) 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、自治会等における活動を通じて、主体的な組織づくりを進め、地域の避難態勢を構築し共助を強化するとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

### (2) 市の役割

#### ① 自主防災組織の組織化の促進及び防災資機材等の整備支援

ア 市は、地域住民に対し、出前講座や訓練等を通じて自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかける。

イ 市の助成事業等の活用を促しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を推進する。

#### ② 訓練活動等の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮し、住民主体の避難につながる意識改革を促す防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、住民自らが「マイ・タイムライン」などの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承するような取組など、住民参加型の取組に対する支援を強化する。

#### ③ 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

### (3) 県の役割

県は、市町村が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

自主防災組織の一覧は、資料 1-11 のとおり。

## 4 自主防災組織と消防団の連携等

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるよう

な環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

## 第3節 防災都市計画

担当部署	◎建設課	都市政策課	ガス水道局	消防本部
------	------	-------	-------	------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、市、県、国等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

- ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- ② 計画的な土地利用の規制、誘導
- ③ 防災上危険な市街地の解消
- ④ 都市における緑化の推進と緑地の保全
- ⑤ 災害に強い宅地造成の推進
- ⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
- ⑦ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

#### (2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる地域社会を形成し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等のユニバーサルデザイン化を推進する。

#### (3) 積雪期の対応

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

### 2 主な取組

- (1) 年度計画を立て、老朽化住宅の把握及び耐震化を促進する。
- (2) 年度計画を立て、防災上の拠点となる施設の耐震調査を行い、不適格施設については早期に耐震化を図る。
- (3) 年度計画を立て、危険宅地の把握と市民への周知を行う。
- (4) 過去の道路被災状況や渋滞状況等を確認し、災害時の迂回路等を検証し、代替路線を確保する。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 市民の役割

災害に強いまちづくりを効果的に進めるには、市民が主体となって合意形成を行い、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが重要であるため、日ごろから地域の防災上の課題等の把握に努める。

また、市民一人ひとりがアイデアを出し合い、災害に強いまちづくりに努める。

##### ② 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

## ③ 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備等必要な施設を整備する。

また、宅地開発等を行う企業は、地域及びその周辺における防災に関する情報の開示に努める。

さらに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に相当でない区域は開発計画に含めないよう考慮するとともに、必要な安全対策を行う。

## (2) 市の役割

## ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

## ② 計画的な土地利用の規制・誘導

市は県とともに、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

## ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の指導や火災に強い市街地の整備を図る。

## イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な開発指導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

## ウ 災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

## ③ 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

## ④ 災害に強い宅地造成の推進

市は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成・公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

## ⑤ 都市における緑化の推進と緑地の保全

公共施設の緑化を推進し、緑地による延焼防止機能を維持する。

## ⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

幹線道路、都市公園、河川、港湾等、都市基盤の骨格を成す公共施設について計画的な整備を進め、耐震性を確保する。

## ア 避難路ネットワークの形成

震災時における地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

## イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

地震に伴う火災による被害を最小限に防止するため、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯の配置を推進する。

## ウ 避難場所の整備

震災等から一時的に身を守るため、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した避難場所の整備に努めるとともに、災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害の拡大防止及び市民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備にあたっては、避難場所及び避難経路等のオープンスペースの確保に配慮した計画とする。

#### エ 防災公園の整備

市は、県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図るものとする。

#### オ ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気、通信サービス、ガス、上水道、下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

#### ⑦ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。

### (3) 県の役割

#### ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。

#### ② 防災上危険な市街地の解消

##### ア 土砂災害危険箇所等の整備の推進

県は市とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

##### イ 木造密集市街地等における市街地整備

県は市とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を推進する。

#### ③ 都市における緑化の推進と緑地の保全

公園・緑地は災害時において、火災の延焼遮断帯、避難場所及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。

#### ④ 災害に強い宅地造成の推進

##### ア 宅地造成工事規制区域の指定

県は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は新市街地を宅地造成工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

##### イ 造成宅地防災区域の指定

県は、大規模盛土造成地マップや宅地ハザードマップ作成など市による宅地耐震化の取組を促進するとともに、地震時に滑動・崩落の危険性が高い大規模盛土造成宅地について造成宅地防災区域を指定し、災害の防止のため必要な擁壁や水抜き工の設置等の措置の勧告や命令を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

#### ⑤ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

県は市とともに、幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設の計画的な整備と耐震性を確保する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

県は、国及び市の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

県は市とともに、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、地震に伴う火災による被害の最小限化を図る。

ウ ライフラインの耐震性の確保

県は市とともに、災害時の電気、通信サービス、ガス、上水道、下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

⑥ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

県は、市が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、市が行う復興事前準備の取組を支援する。

(4) 防災関係機関の役割

① 北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、市及び県の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

② 経済産業省

災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

## 第4節 集落孤立対策

担当部署	企画定住課	能生事務所	青海事務所	◎消防本部
------	-------	-------	-------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

中山間地及び海岸部の一部の地域では、地震や津波に伴う土砂崩れや浸食等による交通遮断及び降積雪により孤立状態となることが予想されることから、救援が届くまでの間、自立的な日常生活が維持できるよう、必要な装備、物資の事前配置及び防災拠点の整備等の環境整備を行う。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに安全な地域へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入れ先を確保する。

#### (3) 積雪期の対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

### 2 主な取組

#### (1) 孤立予想集落を把握する。

#### (2) 集落が孤立状態でも通信が確保できる体制を構築する。

#### (3) 孤立の長期化に備え、必要な物資等を整備する。

#### (4) 消防団及び自主防災組織等による連携、協力体制を構築する。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

また、自主防災活動に積極的に参加する。

##### ② 地域の役割

自治会及び自主防災組織は、地震発生時に、住民の安否確認、救出・救助活動、初期消火、炊き出し等の地域ぐるみの活動や、初期段階における市への被害状況報告及び関係機関への救援要請等が迅速かつ的確に行われるよう、住民参加による防災訓練等を実施する。

##### ③ 企業、事業所等の役割

孤立予想集落に所在する企業・事業所は、災害時において、地域住民が実施する避難行動要支援者の支援活動等を応援するとともに、施設及び資機材提供等について可能な限り支援、協力することとし、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

#### (2) 市の役割

##### ① 孤立予想集落の把握

市は、孤立が予想される集落の把握に努め、道路拡幅や代替路線の確保など事前の孤立回避策を実施する。

##### ② 災害発生危険箇所の周知

孤立集落が発生する要因となり得る土砂災害、雪崩等の発生危険箇所及び避難方法等について、あらかじめ地域住民に周知する。

##### ③ 衛星通信等の通信手段の確保

衛星携帯電話の整備、安心メールの活用等による通信の多重化に努める。

また、防災行政無線のデジタル化を計画的に整備し、同報系防災行政無線の双方向性通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカに付属する通話装置（アンサーバック）により、孤立集落と市庁舎との通話を確保する。

④ 集落防災拠点施設の確保

公民館など地域における防災活動の拠点となる施設を整備するとともに、国・県及び市の補助制度等による自主防災組織等の資機材整備を支援する。

⑤ 資機材の整備、物資の備蓄と事前配置

集落内の避難所等への資機材及び備蓄物資の事前配置に努める。

⑥ 自主防災組織の育成

地域の実情に応じ、自主防災組織の結成を支援するとともに、既存組織の活動を活性化させる。

⑦ 集落内のヘリポート適地の確保

ア 集落内のヘリポート適地を平常時から検討しておく。

イ 防災訓練等において、飛行ルート、ホバリングが可能かどうかなどについて確認し、ヘリポートとしての適性等を検討しておく。

ウ 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪して利用するなどの運用も検討する。

(3) 県の役割

① 孤立可能性の把握と防止対策の実施

ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市と役割分担しながら、災害に強い道路整備を行う。

② 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

③ 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市と協議し、必要に応じて訓練を行う。

## 第5節 地盤災害予防計画

担当部署	農林水産課	◎建設課	消防本部
------	-------	------	------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、地震が発生する前に行うもの及び地震の発生直後に危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には、事前に諸対策を実施する必要がある。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

#### (3) 積雪期の対応

積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施する。

### 2 主な取組

- (1) 土砂災害ハザードマップ等を作成し、危険地域を把握するとともに市民へ周知する。
- (2) 土砂災害が発生したときに備え、情報の伝達体制を整備する。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 市民の役割

平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、消防機関、警察機関及び県へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる関係の形成に努める。

##### ② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織による避難訓練等の活動に努める。

##### ③ 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は開発計画には含めないよう配慮する。

糸魚川市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利

用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

## (2) 市の役割

### ① 危険箇所の把握

市は、地震により地すべり、がけ崩れ等の地盤災害の発生が予想される危険箇所について、県及び関係機関の協力を得るほか、ドローンなどを配備・活用して、定期的に危険度を把握する。

### ② 市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

市は、地震発生時に市民ができる限り速やかに危険箇所から避難できるよう、土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

### ③ 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

### ④ 住宅の移転促進

人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転促進に努める。

### ⑤ 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機含む）等の整備に努める。

### ⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備するとともに、当該警戒区域ごとに避難先、要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地を把握し、所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達方法を把握しておく。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、市民の円滑な警戒避難に必要な措置を講ずる。

イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

### ⑦ 地すべり巡視員による巡視

市は、巡視計画を定めるとともに、地すべり巡視員と協力し効果的な巡視業務を実施する。

### ⑧ 二次災害の予防

#### ア 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、関係機関、地元住民の協力を得て危険箇所及び対策施設の点検調査を速やかに実施する。異状が発見された場合、県へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

#### イ 避難指示等の実施

市は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、又は避難指示等を実施する。

#### ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所の把握について、崩壊や亀裂等が植生等で覆われている場合や、地盤内部の亀裂発生や地盤の脆弱化が進行している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあることから、市は地震発生後の二次的な土砂災害の監視に努める。

(3) 県、国の役割

- ① 山地に起因する土砂災害防止対策の実施、治山施設の整備
- ② 砂防事業の実施
- ③ 地すべり対策事業の実施
- ④ 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- ⑤ 土砂災害危険箇所等の調査及び住民への周知
- ⑥ 情報伝達体制の整備
- ⑦ 住宅の移転促進
- ⑧ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
  - ア 基礎調査の実施
  - イ 土砂災害警戒区域の指定
  - ウ 土砂災害特別警戒区域における対策
- ⑨ 地すべり防止区域の巡視業務委託
- ⑩ 専門技術ボランティア等の活用
  - ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用
  - イ 砂防・治山ボランティアとの協働
- ⑪ 土砂災害緊急調査実施体制の整備
- ⑫ 二次災害の予防
  - ア 迅速な応急対策への備え
  - イ 土砂災害危険箇所等の調査点検
  - ウ 土砂災害危険箇所等の応急対策
  - エ 二次的な土砂災害への対策
- ⑬ 市の防災体制確保に向けた支援
  - ア 避難情報発令基準の策定支援
  - イ 市の求めに応じた避難情報発令判断に係る市への助言

## 第6節 建築物等災害予防

担当部署	◎建設課	都市政策課	消防本部	施設所管部署
------	------	-------	------	--------

### 1 計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物の損壊等による非構造被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

#### (1) 基本方針

① 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

ア 防災上重要な公共建築物等を次のとおり位置づける。

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（市庁舎、各事務所庁舎等）
- (イ) 医療救護活動の施設（病院等）
- (ウ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、県等の地域機関庁舎等）
- (エ) 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等）
- (カ) ライフライン等生活基盤となる施設

イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を次のとおり実施する。

(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

建築物の所有者等は、建築基準法による新耐震設計基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修等を推進する。

また、新耐震設計基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講ずるものとする。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- a 飲料水の基本水量の確保
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 配管設備類の耐震性強化
- d 防災設備の充実

(ウ) 耐震性の高い施設整備

市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行う。

(エ) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検等の維持管理を行う。

- a 法令に基づく点検等の台帳
- b 建設時の図面及び防災関連図面
- c 施設の維持管理の手引

② 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生するおそれのある施設の防災対策を次のとおり実施する。

- ア 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集  
伝達体制整備
  - イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
  - ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントに  
よる避難等の協力の徹底
  - エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
  - オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
  - カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底
- ③ 一般建築物の災害予防を次のとおり推進する。

ア 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法等の技術基準により安全確保が図られ、さらに、過去の地震や大火等の経験を踏まえ防災規程が改正されるなど、より一層の強化がなされている。

今後、現行建築基準法の耐震基準に適合しない建築物の安全性向上、また、ガラスや天井など非構造部材の破損による内部被害の防止、さらに、密集市街地等に所在する建築物の不燃化の推進など、震災時の被害軽減や火災発生を防止するための対策が必要である。

イ 計画

地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講ずる。

- (ア) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行う。
- (イ) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修等の必要な指導・助言を行う。
- (ロ) 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導を行う。
- (ハ) 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突等の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。  
また、高層ビルにおける長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。
- (ニ) 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市内全域を対象に住宅等のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。
- (ホ) がけ地等における安全立地について、建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して、建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- (ヘ) 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- (ヘ) 市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- ② 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

### (3) 積雪期の対応

- ① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- ② 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止、軽減するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

## 2 主な取組

- (1) 既存不適格建築物の把握に努めるとともに、建築物の耐震化の推進を図る。
- (2) 歴史的建築物保存との共存に努める。

## 3 それぞれの役割

### (1) 市民・企業等の役割

#### ① 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に、耐震化及び非構造部材による被害防止を行うなど安全性の向上を図る。

#### ② 地域の役割

自治会等において、地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言するとともに、地域住民に周知する。

#### ③ 企業、事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全・避難誘導體制の整備を図る。

ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

### (2) 市の役割

#### ① 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

#### ② 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

#### ③ 建築物の耐震化の推進

建築関係団体等の協力を得て、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに、普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

#### ④ 老朽化した建築物の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### ⑤ 地域性に配慮した建築物の震災対策に関する指導等の方針

歴史的建築物保存と建築物に関する震災対策が共存するよう、ハード面の改修だけでなく、所有者や所在する地域が協力して防火、防災訓練を行うなどソフト面からの対応も考慮する。

### (3) 県の役割

#### ① 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進

## 対策

ア 県が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

## ② 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

## ③ 建築物の耐震化の推進

市民等の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体から協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した、新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

## ④ 老朽化した建築物の長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

## 第7節 道路・橋りょう・トンネル等の地震対策

担当部署 農林水産課 ◎建設課

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと、道路機能の確保にあたる体制を整備する。

#### (2) 新潟県緊急輸送道路の指定

新潟県地域防災計画では、高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、一次から三次の緊急輸送道路として指定する。

##### ① 一次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道  
県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等

##### ② 二次緊急輸送道路

一次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路

市庁舎等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等

##### ③ 三次緊急輸送道路

一次、二次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

#### ■ 糸魚川市内における新潟県緊急輸送道路の指定状況

区分	道路種別	路線名	区間
一 次	高速自動車国道	北陸自動車道	徳合～富山県境
	国道（指定）	国道8号	徳合～富山県境
	国道（指定）	国道8号（糸魚川東バイパス）	梶屋敷～押上 （計画は、間脇～押上）
	国道（指定外）	国道148号	長野県境～国道8号
二 次	主要地方道	能生インター線	能生IC～国道8号
	一般県道	上町屋釜沢糸魚川線	羽生～国道8号
三 次	指定なし		

## 2 主な取組

- (1) 道路管理者等は、最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋りょうをはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。
- (2) 緊急輸送道路は、特に重点的に取り組む。橋りょうやトンネル等の重要構造物の補強・修繕のほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。
- (3) 緊急輸送道路及びその代替路線となる国道や県道は災害発生時の広域支援ルートの一となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。
- (4) 災害時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

## 3 それぞれの役割

道路管理者である市、東日本高速道路株式会社、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

### (1) 道路施設の整備・強化

#### ① 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査等に基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止等、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

#### ② 重要構造物

##### ア 橋りょう

##### (ア) 耐震補強

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋りょうは、点検等を行い、必要な補強を施すとともに、老朽化等による損傷を補修し、重要度に応じ耐震性の確保に努める。

##### (イ) 新設橋りょう

国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日）により設計する。

##### イ トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

橋りょうに準じた耐震性能を備えた施設を整備し、被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止する。

また、安全点検を確実にし、既存施設の必要な補強や修繕を施す。

#### ③ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講ずる。

##### ア 信号機、道路案内標識等の整備

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

##### イ 街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないように維持管理に努めるとともに、街路樹の選定にあたっては、耐風性等を考慮する。

ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

エ トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

① 情報連絡体制の整備

各道路管理者等は、災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、監視カメラ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

② 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる建設業協会等の関係機関は、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

③ 道路通行規制

各道路管理者等は、災害発生時における構造物や法面の安全点検等を実施するため、道路通行規制に関する震度の基準等について、路線又は区間毎に関係機関とあらかじめ調整するなど、通行規制の円滑な実施体制を整える。

④ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

## 第8節 港湾・漁港施設の地震対策

担当部署	商工観光課 ◎農林水産課
------	--------------

### 1 計画の方針

港湾・漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、地震発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 2 主な取組

- (1) 地震発生に備え防災体制を確立する。
- (2) 海岸保全施設等の耐震化を促進する。

### 3 それぞれの役割

- (1) 企業、事業所等の役割
  - ① 港湾・漁港内にある企業、事業所等は、地震発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。
  - ② 港湾内にある化学薬品、石油等の危険物を保管・輸送する企業、事業所等は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。
- (2) 市の役割
  - ① 漁港施設の耐震強化  
支援物資等の緊急輸送ネットワークの拠点として「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等により漁港の耐震強化を図る。
  - ② 防災体制の確立  
「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を参考に、津波発生時に想定される避難等の計画を策定する。
  - ③ 適切な維持管理  
市が管理する漁港施設について、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。
- (3) 県の役割
  - ① 防災体制の確立
    - ア 県は、地震災害に対処するための防災体制を確立する。
    - イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平常時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や（一社）新潟県建設業協会、（一社）建設コンサルタント協会北陸支部等と協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。
  - ② 耐震強化岸壁の整備  
平常時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。

糸魚川市内における港湾の耐震岸壁整備 (令和5年3月現在)

区分	港名	地区名	耐震バース整備状況				
			施設名	水深	延長	摘要	備考
地方港湾	姫川港	西埠頭	西埠頭1号岸壁	-10.0m	170m	整備済	緊急輸送対応(貨物)

糸魚川市内における漁港の耐震岸壁整備 (令和5年3月現在)

区分	漁港名	耐震岸壁整備状況			
		施設名	水深	延長	摘要
第3種	能生漁港	岸壁	-6.0m	130m	整備済

③ 避難緑地等の整備

港湾・漁港施設は、緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

糸魚川市内における漁港の避難緑地・避難広場 (令和5年3月現在)

区分	漁港名	計画広場面積	摘要
第2種	筒石漁港	8,640 m <sup>2</sup>	整備済

④ 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

(4) 防災関係機関の役割

① 各協会

災害発生時における円滑な応急対策活動を図るため、各協会は、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

## 第9節 鉄道事業者の地震対策

担当部署	都市政策課
------	-------

### 1 計画の方針

西日本旅客鉄道(株)、えちごトキめき鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)（以下、「鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

### 2 主な取組

- (1) 関係機関等との連絡体制を整備する。
- (2) 応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

### 3 それぞれの役割

- (1) 鉄道事業者の役割
  - ① 施設面の災害予防
    - ア 施設の保守管理
    - イ 近接施設からの被害予防
  - ② 体制面の整備
    - ア 災害対策本部等の設置
    - イ 情報伝達方法の確立
      - (ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うための通信設備を整備する。
      - (イ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。
    - ウ 運転基準及び運転規制区間の設定  
地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。
    - エ 防災教育及び防災訓練の実施  
関係者に対し防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。
  - ③ 災害対策用資材等の確保  
早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。
    - ア 建設機材の現況把握及び運用
    - イ 技術者の現況把握及び活用
    - ウ 災害時における資材の供給等
  - ④ 防災広報活動  
鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。
- (2) 市及び県の役割  
市及び県は、あらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

## 第10節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策

担当部署	農林水産課 ◎建設課
------	------------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進する。

また、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

#### (2) 積雪期の対応

積雪期における施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等は、雪が障害となり多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議する。

また、積雪状況によっては、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等によってはヘリコプターを活用するなど、被災状況の迅速な調査体制について、県と事前に協議する。

### 2 主な取組

(1) 市及び県は、治山施設、砂防施設、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、市民の安全確保を図る。

(2) 市は、土砂災害、洪水及び津波に対するハザードマップの作成、配布等により、それぞれの危険箇所を市民へ周知する。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・地域の役割

##### ① 市民の役割

市民は、平常時から堤防や護岸等の河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂等の前兆現象がないか注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県及び関係機関へ連絡する。

また、地震発生時に的確に避難できるよう、洪水ハザードマップ等により避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所について、平常時より確認しておく。

##### ② 地域の役割

市民は、地域における自助、共助の自主的な防災活動が、災害予防や実際の災害対応に不可欠であることを理解し、地域内住民の良好な関係が形成、持続されるよう努める。

また、地域ぐるみの災害対応及び避難が適切に行えるよう、自治会及び自主防災組織による地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

#### (2) 市の役割

##### ① 治山・砂防施設

###### ア 耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計、施工する。

###### イ 耐震性の強化

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

ウ 施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について、維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

② 河川・海岸施設

ア 耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する河川・海岸施設は、十分な耐震構造で設計、施工する。

イ 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

ウ 排水機場、頭首工等における管理体制整備（準用河川、普通河川）

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

エ 防災体制等の整備（準用河川、普通河川）

出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

また、地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

(3) 県の役割

① 治山・砂防施設

ア 施設点検、耐震性の強化

イ 災害危険箇所の調査、整備及び維持管理

② 河川管理施設等

ア 施設点検、耐震性の強化

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

ウ 防災体制等の整備

エ 老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

③ ダム施設

ア 施設点検、耐震性の強化

イ ダム管理体制の整備

④ 海岸保全区域

ア 施設点検、耐震性の確保

イ 災害危険箇所の調査、整備及び維持管理

(4) 防災関係機関の役割

① 北陸地方整備局

ア 大規模自然災害発生時の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

イ 災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇及び衛星通信システム等の活用による被災県、市への災害情報の提供

ウ 市及び県の要請に応じた応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供等による支援

エ 市及び県の要請に応じた応急復旧工法や二次災害防止対策等への助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣

② 各協会

平時からの応急復旧用資機材の備蓄

## 第11節 農地・農業用施設等の地震対策

担当部署	農林水産課
------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

##### ① 各施設の共通的な災害予防対策

ア 頭首工、樋門、樋管等の農業用施設については、震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

イ 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

ウ 震災時における円滑な応急措置を実施するため、平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、緊急点検を迅速かつ的確に行うためのルート、手順等を定めたマニュアル等を整備する。

エ 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

##### ② 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋りょうについては、落橋防止装置を設ける。

##### ③ 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・排水機場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

##### ④ ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。

また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

#### (2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、市民等の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

### 2 主な取組

(1) 災害対策用備蓄資機材の充実に努める。

(2) 点検ルートの合理化及び災害実績に応じた点検ルートの再構成を行う。

(3) 災害対応マニュアルの充実に努める。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市の役割

##### ① 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から寄せられた被害情報を、速やかに関係機関に報

告できるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合へ情報が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

③ 施設の点検

災害時の点検マニュアル等を作成するとともに、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

④ 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

⑤ 応急対策等の実施

被災者の生活確保を最優先に、あわせて農地・農業用施設の機能確保のため、関係機関の協力を得ながら被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(2) 県の役割

① 市との連絡体制の整備

市から寄せられた被害情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への情報が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

③ 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。

また、市等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関との連携のもと、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

④ 被害状況の把握

市、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、それらを取りまとめて関係機関に連絡する。

⑤ 応急対策等の実施

被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、関係機関の協力を得ながら被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

① 市との連絡体制の整備

関係農家等から入手した被害発生を速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等へ情報が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

- ③ 施設の点検  
震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。
  - ④ 被害状況の把握  
市等と協力しながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。
  - ⑤ 応急対策等の実施  
被災者の生活確保を最優先に、関係機関と協力しながら農地・農業用施設の機能を確保するとともに、被害状況に応じた体制を整備し必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。
- (4) 防災関係機関の役割  
防災関係機関及び団体等は、平常時より相互の連絡体制を整備する。

## 第12節 防災通信施設の整備と地震対策

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段を確保するため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講ずる。

### 2 主な取組

情報伝達、情報収集システムを多重化し、施設設備が被災した場合の代替性を確保する。

### 3 それぞれの役割

- (1) 市の役割
  - ① 市防災行政無線（同報系無線）施設の整備  
災害時における被害の軽減を図るため、市民等に対する迅速かつ的確な情報の伝達及び避難所等からの情報収集等を行うため、同報系無線の整備に努める。
  - ② 消防デジタル無線の整備  
防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。
  - ③ 衛星携帯電話の配備  
災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、衛星携帯電話を配備する。
  - ④ 新潟県総合防災情報システムの整備  
災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。
  - ⑤ 緊急地震速報受信設備の整備  
市民等への迅速な緊急地震速報の伝達のため、受信設備である J-ALERT（全国瞬時警報システム）による情報を市防災行政無線により伝達する。
  - ⑥ 市・県防災行政無線施設の運用
    - ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。
    - イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟に努める。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
    - ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。
  - ⑦ 停電対策  
商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。
  - ⑧ 耐震対策  
通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。
  - ⑨ 通信機器の配備及び調達体制の整備  
通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。
  - ⑩ 災害時の情報収集伝達に利用する通信設備

市では、国の緊急防災・減災事業等を利用し、情報収集・伝達・指示系統の伝達ルート（方法）の多重化を図り、同報系無線・テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ・インターネット・広報車・消防車・FAX等を情報収集伝達手段として活用する体制を整備し、確実な情報収集伝達に努める。

⑪ 常用の通信手段が利用できない場合の対応

常用の通信手段が利用できない場合は、伝令など人的手段によるほか、アマチュア無線の「非常通話」を活用するなど、非常用通信手段の確保に努める。また、この場合において情報の取扱いについて十分配慮する。

⑫ 通信の確保

ア 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

イ 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(2) 県の役割

県は、次の施設整備及び対策を推進する。

① 新潟県震度情報ネットワークの整備

② 新潟県総合防災情報システムの整備

③ 新潟県防災行政無線施設の整備

ア 地上系、衛星系無線施設

イ 移動系無線施設

④ 防災相互通信用無線機の整備

⑤ 緊急地震速報受信設備の整備

⑥ 停電対策

⑦ 耐震対策

⑧ 新潟県防災行政無線施設の運用

⑨ 通信機器の配備及び調達体制の整備

(3) 防災関係機関の役割

防災関係機関は、次の対策を行う。

① 国土交通省高田河川国道事務所

ア 水防・道路用通信施設の整備

イ 停電対策

ウ 耐震対策

エ 点検整備電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備

② 上越海上保安署

ア 通信設備の維持管理

イ 通信系の確保

ウ 通信訓練への参加

③ 県警察

ア 警察無線通信施設の整備

イ 停電対策

ウ 耐震対策

エ 通信の確保

## 第13節 放送事業者の地震対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

### 2 主な取組

市は、災害時において各放送事業者との間における連絡要請などが円滑に行われ、また報道機関への情報提供ができるよう体制を整備するとともに、取材と災害対応が錯綜しないよう広報体制を構築する。

### 3 各放送機関の地震対策

#### (1) 日本放送協会新潟放送局（NHK）

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策災害即応体制の見直し等を実施する。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、平常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施する。

#### (2) 民放テレビ上越4支社（BSN、NST、TeNY、UX）

- ① 対策計画の整備
- ② 体制面の整備
- ③ 放送体制の確保
- ④ 防災教育及び防災訓練の実施

### 4 災害時の放送と市との連携

災害時の放送内容は、緊急を要する事項や、継続的な生活情報などと多岐に渡る。

市は、各放送事業者と連携し、速やかな放送が可能となる体制を構築する。また、災害発生時の現場取材において混乱が発生しないよう、協力体制をとる。

## 第14節 電気通信事業者の地震対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網が確保できるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

### 2 主な取組

市は、災害時に電気通信事業者（固定電話会社、携帯電話会社等）と円滑な連絡が取れる体制を構築する。

### 3 電気通信事業者の役割

#### (1) 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺しないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

- ① 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策
- ② バックアップ対策
- ③ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

#### (2) 体制面の整備

平常時における防災準備体制の整備を図り、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するために必要な体制を整える。また地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

- ① 災害対策本部等の設置
- ② 復旧要員の確保及び応援協力体制
- ③ 防災教育及び防災訓練の実施

#### (3) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

- ① 復旧資材等の調達
- ② 復旧資材等の運搬方法
- ③ 災害対策用資材置場等の確保

#### (4) 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートを整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

##### ① 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じた広報

ウ インターネットを通じての周知

② 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

(5) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう、平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

#### 4 市との連携

市と電気通信事業者は平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

## 第15節 電力供給事業者の地震対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

電力供給事業者は、災害時における電力供給ラインを確保し、市民の日常生活及び社会経済活動の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

### 2 主な取組

市は、災害時に電力供給事業者と円滑な連絡が取れる体制を構築する。

### 3 電力供給事業者の役割

#### (1) 設備面の災害予防

##### ① 電力設備の安全化対策

電力設備は、地震の被災事例等の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。  
なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

##### ② 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も2重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

#### (2) 体制面の整備

体制面の整備として次の項目に対し重点を置く。

- ① 電力の安定供給
- ② 防災訓練の実施
- ③ 電気事故の防止

#### (3) 災害対策用資機材等の確保

##### ① 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

##### ② 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

#### (4) 防災広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

(5) 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

#### 4 市との連携

市と電力供給事業者は平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

## 第16節 ガス事業者等の地震対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

- ① ガス事業者（都市ガス事業者及びL Pガス充てん事業者及びL Pガス販売事業者）は、災害時における被害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、次の対策を行う。
  - ア ガス供給設備及びL Pガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。
  - イ ガス使用者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。
  - ウ 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。
- ② ガス事業者は、指定避難所等への災害時における緊急供給体制を整備する。
- ③ 市民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。
- ④ 市は、次の対策を行う。
  - ア 指定避難所等での代替燃料等を確保する体制を整備する。
  - イ 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。
- ⑤ 県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について普及・啓発を図る。

#### (3) 積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びL Pガス容器周辺の除雪に努める。  
また、ガス事業者は、ガスメーター及びL Pガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

### 2 主な取組

- (1) 避難所等でガスが使用できなくなった場合の調達体制を整備する。
- (2) 災害時に作動するマイコンメーター及び遮断装置等の安全機能について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練等の機会をとらえ、地域住民とともに指定避難所におけるガス器具等の使用にかかる訓練を行う。

### 3 それぞれの役割

#### (1) ガス事業者の役割

- ① 地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講ずる。
  - ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置
    - ア ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。
    - イ 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。
  - イ 二次災害防止のための措置
    - ア 消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。
    - イ 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。

- (ウ) LPガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
- (エ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- ② 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県及び市へ連絡する体制を整備する。
- ③ 速やかにガス供給設備を復旧するため、応援協力体制を整備する。
- ④ 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、市民・企業等に対してガスメーター及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。
- ⑤ 指定避難所、公共施設等へのガス緊急供給のための相互の応援協力体制を整備する。
- (2) 市民・企業等の役割
  - ① LPガスを使用する一般家庭等は、日ごろからガスボンベの転倒防止の措置を講ずる。
  - ② 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
  - ③ 地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
  - ④ ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
  - ⑤ 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。
- (3) 市の役割
  - ① 指定避難所等での代替燃料等について、調達できる体制を整備する。
  - ② 一般家庭・事業所に対して、地震発生時にとるべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。  
また、高齢者等の要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について普及・啓発を図る。
  - ③ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、ガス使用者に対して普及・啓発を図る。
- (4) 県の役割
 

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。

  - ① LPガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上
  - ② 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
  - ③ 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
  - ④ 一般家庭・事業所における地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発
- (5) 関係機関の役割
  - ① (一社)日本ガス協会(県ガス協会を含む)
    - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
    - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
    - ウ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、ガス使用者に対して普及・啓発を図る。
  - ② (一社)新潟県LPガス協会上越支部
    - ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
    - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
    - ウ ガス器具等を備蓄することにより、都市ガス供給区域において供給が停止した場

- 合に備え、指定避難所、公共施設等への緊急供給体制を整備する。
- エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、ガス使用者に対して普及・啓発を図る。

## 第17節 上水道の地震対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模地震による断・減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

#### (2) 積雪期の対応

市は、積雪期における復旧作業が困難であることに留意し、施設が復旧するまでの間における避難住民等に対する給水対策を確立する。

### 2 主な取組

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を把握し、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その水量確保に努める。

応急復旧の目標	具体例
① 応急復旧期間	被災後、概ね1か月を目途に応急復旧
② 応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ/日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（20～30ℓ/日） ・2週間後は生活水量の確保（30～40ℓ/日） ・1か月後は各戸1給水栓の設置

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・企業等の役割

概ね3日間に必要な飲料水（1人当たり1日3ℓ、3日間で9ℓ程度）は、自ら備蓄することに努める。

#### (2) 上水道事業者（市、水道組合）の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画の作成等によりその適切な維持管理に努める。

また、市が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、緊急時における飲料水等の確保に努める。

##### ① 施設の耐震化

###### ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

###### イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状態を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備

水源を確保する。

ウ 浄水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(イ) 送・配水幹線については、耐震性継手、伸縮可とう管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。

配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

② 中山間地の対策

ア 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては基礎地盤や周辺地盤の崩壊に伴う施設の滑落及び流出が予測されることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。

イ 市は、道路の被災等により孤立集落の発生が懸念される地域に対する応急対策を確立する。また、集中型の水道システムでは、長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて、予備水源の確保に努める。

③ 体制面の耐震化対策

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

d 飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(ウ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルート等、復旧作業の優先順位を明確にする。

c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、簡易浄水器、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

- エ 災害時における協力・応援体制の確立  
市は、自力による応急活動が困難な場合を想定し、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。
  - オ 生活用水の確保  
生活用水の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。
  - カ 連絡体制の確立  
関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多重化を図る。
  - キ 防災広報活動  
災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会等に対し、平常時から防災体制、飲料水等の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。
- ④ 施設の長寿命化  
水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (3) 県の役割
- ① 飲料水等の確保対策への支援  
市による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。
  - ② 水道事業者からの情報収集や助言等  
水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者に対し助言等を行う。
  - ③ 災害対策用資機材の備蓄状況の把握  
水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。
  - ④ 関係機関との防災体制の構築  
市からの応援要請に対応するため、平常時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。
  - ⑤ 連絡体制の確立  
関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。  
また、震災時に通信不能とならないように通信手段の多重化を図る。
- (4) 防災関係機関の役割
- ① (公社)日本水道協会新潟県支部  
災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制の整備、強化に努める。
  - ② 新潟県水道協会  
簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。

## 第18節 下水道等の地震対策

<b>担当部署</b>	<b>ガス水道局</b>
-------------	--------------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震による被害を最小限にとどめるため、平常時から下水道等施設の耐震性強化を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

① 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

② 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災を受けないように配慮するよう努める。

#### (3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

### 2 主な取組

下水道等施設の復旧はおおむね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1か月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1か月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 市民の役割

ア 各家庭において、災害時緊急的に使用する携帯トイレ・簡易トイレ（3日間、推奨1週間）の備蓄に努める。

イ 災害時は、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするよう努めるなど、施設の早期復旧に協力する。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。

##### ② 企業、事業所、学校等の役割

ア 企業、事業所、学校等において、災害時緊急的に使用する携帯トイレ・簡易トイレ（3日間、推奨1週間）の備蓄に努める。

イ 災害時は、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするよう努めるなど、施設の早期復旧に協力する。

#### (2) 市の役割

##### ① 緊急体制の整備

- ア 市の組織内における緊急体制の整備
  - イ 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資材、応急復旧に必要な仮設資材等の備蓄及び確保体制の整備
  - ウ 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
  - エ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
  - オ 他市町村等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
  - カ 応急対策マニュアル等の作成
- ② 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発
- ア 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道の使用について、普及啓発に努める。
  - イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発に努める。
- ③ 下水道等施設の管理
- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。
  - イ 県と協力し、早期に機能回復できるよう努める。
  - ウ 下水道等施設の被災に関する情報の関係機関、市民等への周知に努める。
  - エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるよう努める。
  - オ 老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (3) 県の役割
- ① 緊急体制の整備
- ア 地震災害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の運転管理マニュアルの作成
  - イ 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
  - ウ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
  - エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ② 市に対する支援体制の整備
- ア 大災害を想定した市への支援体制を整備するよう努める。
  - イ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制の整備に努める。
- ③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発
- 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発に努める。
- (4) 関係機関の役割
- ① 地方共同法人日本下水道事業団
- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
  - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。
  - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するよう努める。
- ② (一社) 地域環境資源センター
- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
  - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。
  - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。
- ③ (公社) 日本下水道管路管理業協会
- ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
  - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。
  - ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

- ④ (一社)新潟県下水道管路維持改築協会
  - ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
  - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
  - ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。
- ⑤ (公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部
  - ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
  - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
  - ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

## 第19節 危険物等施設の地震対策

担当部署	環境生活課 ◎消防本部
------	-------------

### 1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む。）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震等による災害の未然防止を図るため、市、事業者、第九管区海上保安本部及び県は、必要な対策を講ずる。

#### (1) 基本方針

- ① 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。
- ② 市及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

#### (2) 積雪期の対応

事業者は、地震動に起因する落雪、雪崩による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

### 2 主な取組

- (1) 危険物施設の設置状況を把握する。
- (2) 危険物施設の安全対策を指導・確立する。
- (3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策を確立する。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 危険物取扱・貯蔵事業者等の役割

##### ① 共通事項

- ア 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。
- イ 災害発生時における消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。
- ウ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- エ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。
- オ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

##### ② 危険物施設

- ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。
- イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- ウ 自衛消防組織等の活動要領を定めるなど自主的な災害防止体制を確立するとと

もに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

③ 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

④ 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。

イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

⑤ 毒物劇物保管貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

⑥ 有害物質取扱施設等

ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

⑦ 放射性物質使用施設等

ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に定める適正な障害防止のための予防措置を徹底するなど災害の未然防止を図る。

イ 放射性同位元素汚染の拡大を防止するため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講ずるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。

ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

⑧ 危険物等積載船舶等

ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育 訓練を徹底する。

(2) 市の役割

① 危険物施設の設置状況の把握

市内にある危険物施設の設置状況を把握する。

② 有害物質取扱施設等安全対策

ア 有害物質取扱施設等に対し、水質汚濁防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の

防止等を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

③ 消防法に基づく指導等

ア 所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、重点的な立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

ウ 県、関係機関及び関係事業所と連携し、学校施設管理者及び危険物施設管理者、実験施設管理者に対し、法令・安全規則の遵守等適正な施設の管理について、適切な指導・助言を行うよう努める。また、取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏洩や放射性物質による被爆の防止を図るよう指導する。

(3) 県の役割

① 危険物施設安全対策

ア 市、消防機関に対し、危険物施設の耐震性の強化を図るよう事業者へ指導するとともに、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全性確保を図るよう要請する。

イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

② 火薬類製造施設等安全対策

ア 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ 市と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

ウ (一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

③ 高圧ガス製造施設等安全対策

ア 高圧ガス製造施設等に対し、高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するよう指導するとともに、高圧ガス保安法の耐震設計基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行うよう指導する。

イ 高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

ウ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

エ (一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県LPガス協会及び新潟県冷凍空調設備保安協会(以下「高圧ガス関係協会」という。)の協力の下に、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

オ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

④ 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策

ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策又は改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努

め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等、指導の強化を図る。

⑤ 有害物質取扱施設等安全対策

ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

(4) 上越海上保安署の役割

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの危険物等の海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及及び啓発を行う。

## 第20節 津波災害予防計画

津波災害予防の具体的な計画は、「津波災害対策編」に定める。

## 第21節 地震火災予防計画

担当部署	消防本部
------	------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

市及び県は、市民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織の育成強化を図る。また、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

市民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- ② 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

#### (3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

### 2 主な取組

- (1) 消防団の充実強化
- (2) 消防水利の確保
- (3) 防火意識の普及啓発
- (4) 自主防災組織の育成強化

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 市民の役割

- ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。
- イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置及び使用方法の習熟に努める。
- エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- キ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。
- ク 自主防災組織や市等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

##### ② 地域の役割

自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成と対応能力の向上に努める。

##### ③ 企業、事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務がある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等、要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、消防用設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

## (2) 市の役割

### ① 防火思想の普及

- ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。
- イ 市民等に対して火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防火意識及び防災行動力の向上を図る。

### ② 予防査察の実施と指導

- ア 不特定多数の者が利用する特定防火対象物や防災管理対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。
- イ 初期消火体制の確立及び地震災害の防止を図るため、防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

### ③ 消防設備士等の活用

- 消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

### ④ 消防水利の確保

- 同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備等、地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

### ⑤ 消防力の整備充実

- ア 消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。
- イ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

### ウ 消防団の充実強化

- (ア) 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換等により協調体制を強化する。
- (イ) 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

### ⑥ 自主防災組織の育成強化

- 地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育、訓練等の活動を支援し、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

### ⑦ 臨時ヘリポートの整備

- 災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となる場合もあることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離発着場としてあらかじめ指定する。

## (3) 県の役割

### ① 防火思想の普及促進

- 市の協力を得ながら市民への広報活動を行い、出火防止や消火・避難対策の普及を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

### ② 自主防災組織の育成強化

- 市と協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

- ③ 消防設備士等の活用  
消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。
  - ④ 広域消防応援体制の整備  
県の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。
- (4) 上越海上保安署の役割  
地震発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制の整備に努める。

## 第22節 廃棄物処理体制の整備

担当部署	環境生活課
------	-------

### 1 計画の方針

大規模地震発生時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。そのため、大規模地震の発生に伴う建物等のがれき及び避難所から排出されるごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要となる。

市では、「震災廃棄物対策指針（平成10年10月 厚生省）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月 環境省）」を参考に、地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（第7章 災害廃棄物処理計画）」を策定している。

市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。

### 2 主な取組

- (1) 平常時から情報の収集・更新、体制の整備・確立、市民等への周知に努める。
- (2) 災害発生時には、衛生状態が悪化しないように、迅速に対応できる体制を整える。
- (3) 災害発生後は都市機能再建のために迅速な対応が望まれることから、速やかに通常の処理体制に移行できるように努める。
- (4) 災害廃棄物対策は、次の3段階に分け、実施する。

段階	目的	内容
平常時	災害発生への備え	通常時から災害発生に備えて、廃棄物処理の対策を講ずる期間
災害発生時	災害発生直後の初期対策	災害発生後の人命救助から生活の再開までの期間。震災対策で約1～3週間、水害対策で約1週間～1か月が目安
復旧時	災害復旧時の復興対策	災害時の緊急対策後、災害廃棄物の計画的処理の実施から通常の処理体制に戻るまでの期間

### 3 それぞれの役割

- (1) 市民の役割
  - ① 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化等、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
  - ② 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法を理解し、震災時での廃棄物処理に協力するよう努める。
- (2) 市の役割
  - ① 災害廃棄物処理計画の周知
    - ア 市は、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について市民に周知する。
    - イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会をとらえ啓発を行う。
  - ② 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、災害時における廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定程度の余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

③ 協力体制の構築

近隣市町村、関係機関等との「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」により災害廃棄物処理の協力体制を構築するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(3) 県の役割

① 広域処理体制の整備

ア 県内市町村間の広域処理体制

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

イ 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

ウ 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

## 第23節 救急・救助体制の整備

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震等大災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等の危機的状況が被災者へ同時多発的に降りかかることから、迅速かつ適切な救出及び救急医療活動に必要な体制を整備するとともに、要救助者等の情報や受入れ病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、効果的な活動を行うことができる体制の整備を図る。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、市は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。

また、自主防災組織は避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

#### (3) 積雪期の対応

市は、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制等の整備に努める。

### 2 主な取組

(1) 市は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画により、車両等の資機材・消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。

(2) 県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実等、迅速的確な警察活動を実施できる体制の確立を図る。

(3) 市及び消防団は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

(4) 市は、積雪期の地震災害発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

(5) 各機関相互の連携強化による効果的な救急・救助活動体制を整備する。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 市民の役割

市民は、平常時から地域における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、大規模災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

##### ② 企業、事業所等の役割

###### ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

###### イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

#### (2) 市及び消防本部の役割

- ① 消防団員の確保及び充実  
市及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。
  - ② 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保  
迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。
  - ③ 消防力の整備  
市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。  
また、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、仮眠室の個室化など、平時から万全な感染症対策を講じた施設及び設備の整備を行う。
  - ④ 防災関係機関との通信連絡体制の確保  
消防本部は、県、警察署、県内各消防本部、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。
  - ⑤ 市民等に対する防災意識の啓発  
市、消防本部及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。  
また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、県警察とともに避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。
  - ⑥ 救急・救助活動における交通確保  
地震等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。
  - ⑦ 民間等による救急・救助体制の確保  
同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。
  - ⑧ 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制  
同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。
  - ⑨ 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立  
救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。
  - ⑩ 医療資器材等の供給支援体制の確保  
医師会、日本赤十字社新潟県支部、薬剤師会、関係業者等と連携し、医療資器材等の供給支援体制の整備に努める。
  - ⑪ 県内広域消防相互応援の要請及び受援  
消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。
  - ⑫ 緊急消防援助隊の要請及び受援  
消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。
- (3) 県の役割
- ① 救急・救助連絡体制の確立  
迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市、消防本部間の連絡体制を確保する。
  - ② 救急医療連絡体制の確立  
新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関と災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team 以下「DMAT」という。）が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

- ③ 救急救命士の救命技術の高度化  
県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。
  - ④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備  
県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。
  - ⑤ 医療資器材等の供給協定  
市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟県薬剤師会、（一社）新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。
  - ⑥ 航空消防防災体制の充実  
消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊の受援体制の整備を図る。  
また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。
  - ⑦ 航空機保有機関等との協力体制の確保  
県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。
- (4) 上越海上保安署の役割  
海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。  
また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。
- (5) 県医師会の役割  
県から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。
- (6) 日本赤十字社新潟県支部の役割  
日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めるときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。  
災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。
- (7) 新潟DMAT指定医療機関等の役割  
ア 新潟DMAT指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。  
イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

## 第24節 医療救護体制の整備

担当部署	◎健康増進課 消防本部
------	-------------

### 1 計画の方針

- (1) 基本方針
 

市・県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。
- (2) 要配慮者に対する配慮
 

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。
- (3) 積雪期の対応
 

積雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

### 2 主な取組

- (1) 市・県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。
- (2) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。
- (3) 県災害時医療救護活動マニュアルに基づき、被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、糸魚川保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

### 3 それぞれの役割

- (1) 市民の役割
 

災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平常時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。
- (2) 医療機関等の役割
 

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

  - ① 病院
    - ア 市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。
    - イ 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。
      - (ア) 災害対策委員会の設置
      - (イ) 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
      - (ウ) 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）
      - (エ) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人

工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等)

(オ) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

(カ) 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策

(キ) その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

ウ 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

## ② 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行うものとする。

## ③ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があつた場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（DMATを含む。）を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

### ア 地域災害拠点病院

(ア) 二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

(イ) 災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。

### イ 基幹災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

(イ) 災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

## ④ 新潟DMAT指定医療機関

新潟DMAT指定医療機関は、県からDMATの派遣要請があつた場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMATを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

## ⑤ ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があつた場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

## ⑥ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があつた場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

## ⑦ 医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT（Japan Medical Association Team 日本医師会災害医療チーム）、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

## (3) 市の役割

災害発生時に市民の生命及び健康を守るため医療救護活動を円滑に行うため、救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）開設時に備え、医療救護体制を整備する。

## ① 救護所の設置

## ア 救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設を指定し、市民に周知する。

救護所設置予定施設は、資料 11-2 のとおり。

## イ 救護所のスタッフ編成

市は、糸魚川市医師会と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師 1 名、看護師 2 名、薬剤師 1 名及び補助者 1 名）及び歯科医療救護班（歯科医師 1 名、歯科衛生士 2 名及び補助者 1 名）の編成計画を定める。

また、必要に応じて応援協定に基づき、（公社）新潟県柔道整復師会上越ブロックに協力を依頼する。

## ウ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

## ② 救護所等の医療資器材等の確保

救護所においては医療資器材ロッカーに備え付けの医療資器材等を使用する。

## ③ 市は、糸魚川地域振興局健康福祉部（糸魚川保健所）、医療機関及び医療関係団体等との情報伝達手段の整備に努める。

## (4) 県の役割

## ① 新潟DMA Tの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後 48 時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMA Tの派遣体制の整備を行なう。

新潟DMA Tは、原則として 1 チームにつき医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名で構成する。

## ② 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

## ア 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師 1 名、看護師 2 名、薬剤師 1 名及び補助者 1 名の 5 名で構成し、全県で 25 班編成する。

## イ 県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師 1 名、歯科衛生士 2 名及び補助者 1 名の 4 名で構成し、全県で 8 班編成する。

## ③ 新潟DPATの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟DPATの派遣体制の整備を行う。新潟DPATは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた 4～5 名で構成する。

## ④ 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

## ア 救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

## イ 救護センターのスタッフ編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師 1 名、看護師 2 名、薬剤師 1 名、歯科医師 1 名、歯科衛生士 2 名、精神科医師 1 名、精神

ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

⑤ 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

⑥ 救急連絡体制の確立

広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

⑦ 医療資器材等の確保

医療資器材等を配備し、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、関係団体等と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

⑧ 広域医療搬送拠点・SCUの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための施設(SCU)・設備の確保に努める。

⑨ 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

⑩ 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

(5) (公社)新潟県柔道整復師会上越ブロックの役割

(公社)新潟県柔道整復師会上越ブロックは、応援協定に基づく応急救護活動が迅速、的確に行えるよう、市との情報伝達手段を確保し、市が避難所において救護所を設置する場合に備え、マニュアル等の整備に努める。

## 第25節 避難体制の整備

担当部署	能生事務所 青海事務所 市民課 福祉事務所 建設課 教育委員会 ◎消防本部
------	--

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

特に、市、県及び防災関係機関は、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ① 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- ② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
- ③ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- ④ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

#### (3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ① 避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- ② 指定避難所での暖房確保等の寒冷対策
- ③ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

#### (4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

- ① 県、市及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- ② 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ③ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

### 2 主な取組

- (1) 地域の危険に関する情報の事前周知を図る。
- (2) 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示（以下、本節において「避難指示等」という。））等情報伝達体制の整備に努める。
- (3) 避難に関する情報発令の客観的基準の設定に努める。
- (4) 避難誘導體制の整備に努める。
- (5) 想定される避難者数や移動距離等に留意し、指定避難所等の適正な配置に努める。
- (6) 高齢者等避難発令時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・企業等の役割

##### ① 市民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、次の事項について平常時から努める。

ア ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険

に関する情報を事前知っておく。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておく。

ウ 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておく。

エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動する。

オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておく。

## ② 地域の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から迅速かつ安全な避難体制の整備に努める。

ア 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認する。

イ 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築く。

ウ 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加する。

## ③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意し、さらに各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講ずる。

ア 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

(ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。

(イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意する。

(ウ) 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認する。

(エ) 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議する。

(オ) 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知する。

イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

(ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。

(イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備する。

(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備する。なお、避難確保計画等を作成しようとする場合においては、接続ビル等の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

## ④ 企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力を努める。

ア 要配慮者等の避難を支援する。

イ 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供する。

ウ 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

## (2) 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、次により体制を整備する。

### ① 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難にあたっての注意事項等の普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図り、耐震化や統廃合などを促進するものとする。なお、防災マップの作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

② 避難指示等情報伝達体制の整備

ア 津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線(戸別受信機を含む)、Ｌアラート、緊急速報メール(電子メール)、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)、スマートフォン用アプリや、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関連施設等の管理者への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

カ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

③ 避難指示等の発令の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難指示等の情報を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する。

ア 各種ハザードマップを基に、災害が発生するおそれの高い場所や災害発生時に避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

イ 避難に関する情報の発令基準

区 分	発令時の状況等	市民に求める行動
高齢者等 避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	① 避難行動要支援者、避難行動に時間を要する人は、避難所への避難を開始する(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する)。 ② 通常の避難行動ができる人は、避難するための準備をしたり、自主的に避難を開始する。

避難指示	災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	危険な場所から全員避難  通常の避難行動ができる人は、避難を開始する。
緊急安全確保	① 災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ② 現に災害が発生した状況	① 避難指示等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② 立退き避難がかえって危険な場合は、直ちに身の安全を確保する。

④ 避難誘導體制の整備

- ア 避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を整備する。
- イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」を推進する。
- ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難先を見極め、誘導する手法を確立する。
- エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

⑤ 避難場所、避難所の指定及び整備

- ア 指定と周知
  - (ア) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。  
指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は、資料10のとおり。
  - (イ) 避難所等を指定したときは、標識の設置、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練等により市民にその位置等の周知徹底を図る。
  - (ロ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。
  - (ハ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
  - (ニ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- イ 指定にあたっての注意点
  - (ア) 市は、指定緊急避難所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害

のおそれのない場所にある施設、また構造上安全な施設を指定する。

また、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

- (イ) 市は、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ。
- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するように努める。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。
- (オ) 避難対象区域及び人口に見合った面積を確保する。面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡とし、避難所は避難者1人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (ク) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (ケ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- (コ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努める。
- (サ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器を整備するよう努める。
- (シ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ス) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。
- (セ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。
- (ソ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等

の関係者と調整を図るものとする。

- (ク) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。
- (ケ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

#### ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を開放できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (ウ) 避難所開設・運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

#### エ 福祉避難所の指定検討

障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるが、現在市では福祉避難所の指定は行っていない。今後、社会福祉協議会及び福祉関係団体等と協議し、次の事項に留意して検討を行い、早期の指定に努める。

- (ア) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とすることが望ましい。
- (イ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (ウ) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものとする。

### ⑥ 広域避難に係る体制の整備

#### ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 市は、避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 市は、避難住民を迅速に把握し、県及び受入市町村等と連携して避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

#### イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確

実に行うことのできる体制の整備に努める。

(ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

⑦ 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所等やマップを活用した訓練を行う。

エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

(3) 県の役割

① 市民への防災に関する情報の提供

ア 地震に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項等の普及・啓発を行う。

イ 県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて市民に提供する。

ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を市民に提供する。

② 市の避難体制整備の支援

ア 地域の危険情報の市への提供

(ア) 津波による浸水想定区域図を策定・提供する。

(イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。

(ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。

(エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ 市による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ア) 県から市への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。

(イ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市が発令する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(オ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難場所、避難所等の確保への協力

(ア) 市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(イ) 県の所管する公園整備等にあたり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

(ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

(エ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

(ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の

- 民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する、
- (イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
  - (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。
- ③ 広域避難に係る市町村の調整
- ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備への支援  
市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。
  - イ 広域避難の受入に備えるための市の体制整備への支援  
避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。
  - ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (4) 関係機関の役割
- ① 新潟地方気象台
    - ア 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報受信時の心得などの周知広報に努める。
    - イ 地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、市民が身を守るために必要な情報等を随時提供する。
    - ウ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。
  - ② 福祉関係者  
民生委員、介護事業者等は、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」に定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

## 第26節 要配慮者の安全確保計画

担当部署	市民課	環境生活課	◎福祉事務所	健康増進課	消防本部
------	-----	-------	--------	-------	------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

要配慮者は、災害対応に必要な情報の把握が困難で、さらに自らの行動等に制約のある場合も多いことから、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下、「社会福祉施設等」という。）は協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

#### (2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

### 2 主な取組

- (1) 避難行動要支援者の把握に努める。
- (2) 避難行動要支援者への支援に関する啓発、訓練等を適切に実施する。
- (3) 避難誘導・指定避難所等の管理等に関する体制整備に努める。
- (4) こころのケア・保健福祉体制等に関する体制整備に努める。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・地域の役割

##### ① 避難行動要支援者及び保護責任者の役割

ア 日ごろから、自らできることは事前に準備し、万が一の場合に備え、避難する場合の避難所や2階からの避難方法を検討しておく。

イ 市が実施している「避難行動要支援者登録制度」への協力に努め、日ごろから隣近所との交流を深め、地域から協力を得られるよう努める。

##### ② 地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体・住民主体で取り組む意識を持ち、市、自治会、自主防災組織、民生委員等と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

#### (2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県、自主防災組織及び防災関係者と協力して、特に避難行動要支援者への支援を図る。

#### (3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、避難行動要支援者を受入れる体制作りに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

なお、社会福祉施設等のうち、幼稚園・保育園及び特別支援学校における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、本章第28節「学校等の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

#### (4) 外国人関係団体の役割

##### ① 国際交流協会等

国際交流協会等は、災害時の多言語による支援体制に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

② 外国人雇用企業、国際交流関係団体等（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

③ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に、配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

(6) 市の役割

① 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定等を定めた「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定している。平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、市の関係部署、消防本部、消防団、警察署、民生委員児童委員、自治会・自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

また、市は、避難行動要支援者マップの整備にも努めるとともに、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

また、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。

② 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備に努める。

なお、避難行動要支援者の中で自力避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営にあたり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等と連携、協力しながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の担当者は、避難者名簿の作成にあたり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保や障害のある人のための仮設トイレの設置等、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障

害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、必要に応じ、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備に努める。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設や公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う。

### ③ 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

### ④ 保健・福祉対策

#### ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制を整備する。また、県や他の市町村災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

#### イ 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備に努める。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

#### ウ 福祉対策

(ア) 避難行動要支援者の把握等

発災直後に、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備に努める。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるよう、掲示板、FAX、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、絵や写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

### ⑤ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対し、生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備に努める。

### ⑥ 外国人支援

#### ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

平常時から、市内に居住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日

- ごろから外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。
- イ 外国人に分かりやすい表示の推進  
指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板を、多言語化する等、外国人に分かりやすく記載、表示する。
  - ウ 防災体制の整備  
市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に居住する外国人の参加を促進するとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備に努める。  
また、日ごろから県、外国人関係団体、ボランティア等と協働して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。
  - エ 情報伝達体制の整備  
訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に、配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
  - オ 災害時多言語支援の体制づくり  
災害時の多言語による支援体制の整備に努める。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。
- (7) 県の役割
- ① 避難誘導・避難所の支援等  
要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市等の要請により支援を行う体制整備に努める。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制の整備を図る。
  - ② 生活の場の確保対策  
公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある人のために、県で確保に努めるとともに、市が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。
  - ③ 保健・福祉対策
    - ア 保健・福祉対策の実施体制の確保  
県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。  
また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。
    - イ 保健対策  
市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制の整備に努める。
    - ウ 福祉対策  
市が行う避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所等)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。  
特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者に的確に情報提供されるように市等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市等を支援する体制整備を図る。  
また、児童、生徒の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。  
緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。
  - ④ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

⑤ 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に、配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

## 第27節 食料・生活必需品等の確保計画

担当部署	市民課	福祉事務所	商工観光課	農林水産課	◎消防本部
------	-----	-------	-------	-------	-------

### 1 計画の方針

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

#### (1) 基本方針

- ① 地震発生から3日間、推奨1週間程度の間（他の地域から食料及び生活必需品が届いたり、物流が確保されたりするために必要となる期間の目安）に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という。）は、市民（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- ② 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- ③ 市は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に対し燃料や物資等の提供又は調達の代行を要請する。
- ④ 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標と分担割合に基づいて、備蓄物資等の補充を行う。
- ⑤ 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- ⑥ 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- ⑦ 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、食料の供給にあたって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図る。

また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮するよう努める。県は、市の体制整備を支援する。

- ② 市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資について検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

#### (3) 積雪期の対応

- ① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設等に事前配備するよう努める。
  - ② 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料の事前配備に努める。
  - ③ 市は、避難所予定施設等において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等の配備に努める。
- (4) 夏季における対応
- 市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供にあたって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

## 2 主な取組

- (1) 自助・共助・公助概念の定着化を図る。
- (2) 食料・物資・資機材等の備蓄品の拡充と更新を適切に行う。
- (3) 支援物資の受け入れを適切に行う。

## 3 それぞれの役割

### (1) 市民・企業等の役割

- ① 市民の役割
  - ア 各家庭において、家族の3日分、出来れば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。
  - イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。
  - ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
  - エ 石油ストーブ等、停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
  - オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保し、緊急事態に備える。
  - カ その他災害時に必要な物資（携帯式のトイレ、携帯ラジオ等）を事前に用意するよう努める。
- ② 企業、事業所、学校等の役割
  - ア 企業、事業所、学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
  - イ 企業、事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資等の備蓄に努める。
  - ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

### (2) 市の役割

- ① 物資等の備蓄
  - ア 不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において食料及び物資等を備蓄する。
  - イ 災害時の必需品のうち、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
  - ウ 備蓄物資は、極力避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配布・使用できるようにする。
- ② 物資拠点の選定  
県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

- ③ 物資等の緊急供給体制の整備
    - ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
    - イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。
    - ウ 地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。
  - ④ 燃料の緊急供給体制の整備
    - あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
  - ⑤ 臨時ヘリポートの整備
    - 市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポート適地として整備するとともに、ヘリコプターの要請手順・運用方法の習熟に努め、ヘリコプターの効率的な運用を図れる体制を確立する。
      - ア 離着陸に必要な面積があること。
      - イ 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
      - ウ 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
      - エ 避難所との重複指定は努めてさけるとともに、安全体制を確立する。
      - オ 指定にあたっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。
  - ⑥ 災害備蓄に関する市民への普及啓発
    - ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資等の供給計画について、普及啓発する。
    - イ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。
- (3) 県の役割
- ① 物資等の備蓄
    - 市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。
  - ② 物資拠点の選定
    - 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。
  - ③ 物資等の緊急供給体制の整備
    - ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
    - イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
    - ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
    - エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。
  - ④ 燃料の緊急供給体制の整備
    - ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
    - イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。
  - ⑤ 市に対する支援体制の整備
    - 県は、市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。
      - また、県は、自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
  - ⑥ 災害備蓄に関する市民への普及啓発
    - 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、普及啓発する。

(4) 日本赤十字社新潟県支部

- ① 非常用食料や毛布等の物資及び救急セット等の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- ② 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

(5) (公社)新潟県トラック協会

- ① 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。
- ② 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(6) 新潟県石油業協同組合

- ① 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。
- ② 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

## 第28節 学校等の地震防災対策

担当部署	教育委員会
------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震が発生した場合における、学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）での園児、児童、生徒（以下、「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。

#### (2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や地震に備えた施設・設備の整備にあたっては、本章第26節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

#### (3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

### 2 主な取組

- (1) 学校施設の耐震化を推進する。
- (2) 要配慮者の受入体制を確立する。
- (3) 生徒等の避難体制を確立する。
- (4) 学校における防災教育の充実を図る。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 学校の役割

##### ① 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

##### ② 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについての検討し、及びマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、地震発生時における教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

##### ③ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行う。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておくものとする。

##### ④ 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、災害時に必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

⑤ 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園、保育園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

⑥ 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

⑦ 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して適切な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

⑧ 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、地震発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。  
なお、学校の立地条件を考慮して、事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒等を地域の防災訓練に積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

(2) 学校設置者の役割

① 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

② 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

③ 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、市及び県の地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備にあたっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

(3) 市の役割

① 市立学校の設置者としての役割 … 前項記載のとおり

② 学校に対する支援及び助言

市は、本地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報が円滑に伝達・集約されるよう努める。

(4) 県の役割

① 県立学校の設置者としての役割 … 第2項記載のとおり

② 他の学校設置者等に対する指導・助言

県は、県以外の学校設置者に対し、施設の耐震診断、改修等を行うよう指導・助言を行う。

③ 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

④ 公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。

## 第29節 文化財の地震防災対策

担当部署	教育委員会
------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

市は、文化財の現状把握に努めるとともに、文化財所有者に地震災害への予防措置に係る指導・助言を行う。

また、文化財所有者は地震災害から文化財を保護するため、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

#### (2) 文化財の種別毎の対策

##### ① 建造物

文化財所有者は、文化財を修理・保存し建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

##### ② 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

##### ③ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

### 2 主な取組

(1) 指定文化財、未指定文化財の把握と耐震対策の促進を図る。

(2) 防火施設等の整備促進を図る。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市民・文化財所有者の役割

##### ① 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

##### ② 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

##### ③ 文化財所有者及び管理責任者

ア 文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

#### (2) 市の役割

##### ① 指定文化財への対策

###### ア 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前

に調整し、確認しておく。

イ 市指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

② 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 県の役割

① 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策についての啓発・助言を行う。

② 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

## 第30節 ボランティア受入れ体制の整備

担当部署	福祉事務所
------	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす地域団体・NPO・ボランティア等の自主性・自立性を尊重しながら、組織的な活動が円滑に行われるよう、市、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

#### (2) 事前体制の整備

糸魚川市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制を整備する。

### 2 主な取組

- (1) 地域団体・NPO・ボランティア等の受入れ体制を整備する。
- (2) ボランティアセンター運営に対する支援体制を確立する。
- (3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発を図る。
- (4) 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生から 3時間以内	新潟県災害ボランティア調整会議の意思決定 新潟県災害ボランティア支援センターの設置
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断
〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、運営開始

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市の役割

##### ① 地域団体・NPO・ボランティア等の受入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる公共施設を事前に指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、糸魚川市社会福祉協議会と協議する。

##### ② ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制整備を図る。

イ 災害対策本部とボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会等との災害ボランティアに関する情報を共有するための体制整備を図る。

##### ③ 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発

防災訓練時等に、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発に努める。また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。

##### ④ 平時からの取組み

ア 市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、防災ボランティア活動に関する意見交換を行う場の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

イ 市は社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

ウ 市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 糸魚川市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

① 災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア 地域団体・NPO・ボランティア等の受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ ボランティアセンターの運営計画の作成において市と協議を行う。

② ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの体制整備を支援する。

(3) 県の役割

県は、平常時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と協働して災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の体制を整備する。

体制整備にあたっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や個人の知見を取り入れるよう努める。

(4) 県支援センターの役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、調整会議座長が副座長及び県民生活課長と協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。

ア 情報の受発信に係る体制の整備

(ア) 被災状況、各種の団体の活動状況などに関する、行政機関及び関係団体との情報交換を行う。

(イ) 被災地の外に向けた、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情報の発信を行う。

(ウ) マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体などの総合窓口

イ ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

(ア) ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理やニーズに対する支援要請について、連絡調整を行う体制を整備する。

(イ) 調整会議構成団体のコーディネーター派遣などによるボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。

(5) 新潟県社会福祉協議会

ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。

イ 他県の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(6) 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会

ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。

イ 他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(7) 各種NPO

県支援センターや市ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

## 第31節 事業所等の事業継続

担当部署	商工観光課
------	-------

### 1 計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」という。)は、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスを組み合わせた事業継続計画を策定することなどにより、各事業所等におけるリスクマネジメントの推進に努める。

### 2 主な取組

- (1) 事業所等による事業継続計画(BCP)策定など事業継続の取組を推進する。
- (2) 事業所等の危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

#### 【事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

### 3 それぞれの役割

#### (1) 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン(製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム)を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

#### ① 災害時に事業所等が果たす役割

##### ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

##### イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

##### ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

##### エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や市及び県との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

② 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時から危機管理体制の構築に努める。

(2) 市の役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

① 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

② 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

③ 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

④ 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(3) 県の役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

① 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

② 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、事業所等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(4) 商工団体の役割

① 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

② 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

③ 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

④ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

## 第32節 行政機関等の業務継続計画

担当部署	全部署	◎総務課
------	-----	------

### 1 計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

### 2 主な取組

- (1) 業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保
- (2) 必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備

### 3 それぞれの役割

#### (1) 市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。

#### ① 業務継続計画の対象となる重要業務

##### ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

##### イ 目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

#### ② 業務執行体制の確保

##### ア 職員の参集体制

本編第3章第1節「2 市の初動体制及び職員の配備」に定めるところにより、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制を確立する。

##### イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

## ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

## エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

## オ 庁内の応援体制の確立

## (ア) 所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

## (イ) 部局等の取組

部局等の主管課は、部局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

## カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

## キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

## ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

## ③ 執務環境の確保

## ア 執務スペース

## (ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

## (イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

## (ウ) 代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、市民、関係機関等へ周知する。

- i) 市庁舎、消防庁舎
- ii) 他の市施設
- iii) 国、県等の施設
- iv) 民間施設

## (エ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

## イ 通信手段

## (ア) 通信手段が利用できない場合の対応

庁舎管理者、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。また、衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

## (イ) 通信事業者回線の拡充

市庁舎交換機等の端末の拡充等に努める。

- (ウ) 防災行政無線  
非常時において適切に機器を操作し、通信確保が出来るよう各種訓練を充実させる。

ウ 情報システム

- (ア) 庁内 LAN 等が利用できなくなった場合の対応  
障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者へ支援を要請する。
- (イ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充  
バックアップデータについて、遠隔地保管に努める。
- (ウ) 安全対策の拡充  
電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置に努める。
- (エ) 災害対応体制の強化  
大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。
- ・ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。
  - ・運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ データのバックアップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに務めるものとする。

オ 電源

- (ア) 電源が利用できない場合の対応  
商用電源の供給が停止した場合、市庁舎、各事務所、消防庁舎及び消防分署においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。
- (イ) 非常用発電機の実負荷訓練等  
非常用発電機の円滑な電源切り替えが可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ トイレ

- (ア) トイレが利用できない場合の対応  
下水道機能の停止等により、トイレが使用できない場合、市庁舎及び各事務所等においては、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように努める。
- (イ) 仮設トイレ等の調達等  
機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ 職員の食料等

- (ア) 職員の食料等が入手できない場合の対応  
大規模な危機が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。また、備蓄している食料等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。
- (イ) 食料等の備蓄  
職員が、家庭において、最低限3日分（推奨1週間分）の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。

ク 支払い

- (ア) 財務会計システムが利用できない場合の対応  
手作業により、特に重要で緊急の支払が必要な経費について、会計課と協議し、必要な手続きを行う。

ケ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

④ 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

⑤ 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講ずる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

⑥ 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

(2) 県の役割

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 災害対策本部の組織・運営計画

担当部署	全部署 ◎消防本部
------	-----------

#### 1 計画の方針

市域で大規模な地震が発生した場合、市、県及び国をはじめとした防災関係機関は災害規模に応じた初動体制を確立するとともに、相互に連携して災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の拡大防止及び被害の軽減を図る。

#### 2 市の初動体制及び職員の配備

##### (1) 初動体制基準

市は、市域で地震が発生した場合、直ちに初動体制をとる。初動体制における職員の配備体制については、震度階や気象警報等に応じて定める。

(詳細は資料 2-1 初動体制基準を参照)

	第1 配備体制 警戒体制	第2 配備体制 警戒本部	第3 配備体制 災害対策本部
配備時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎震度4の地震発生時</li> <li>◎津波注意報発表時</li> <li>◎気象注意報が発表され、災害の発生が予想される時</li> <li>◎強風注意報等の発表中に火災が発生し、延焼が予想される時</li> <li>◎河川水位がはん濫注意水位に達したとき</li> <li>◎市長が必要と認めた時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎震度5弱の地震発生時</li> <li>◎気象警報が発表され、災害が発生するおそれが高いとき</li> <li>◎強風注意報等の発表中に発生した火災が延焼拡大しているとき</li> <li>◎波浪警報が発表され越波による災害のおそれがあるとき</li> <li>◎河川水位が避難判断水位に達したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎震度5強以上の地震発生時</li> <li>◎津波警報以上発表時</li> <li>◎甚大な局地被害又は市全域に渡る災害が発生したとき</li> <li>◎越波により災害が発生したとき</li> <li>◎河川水位がはん濫危険水位に達したとき</li> </ul>
配備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎情報収集</li> <li>◎関係機関との連絡調整</li> <li>◎警戒活動</li> <li>◎応急措置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎情報収集</li> <li>◎関係機関との連絡調整</li> <li>◎現場調査・警戒活動</li> <li>◎応急措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎全職員が直ちに所定の配備につき災害応急対策に従事</li> </ul>
職員体制	消防防災課（全員） 総務課（係長以上） 企画定住課（係長以上） 財政課（係長以上） 能生事務所（係長以上） 青海事務所（係長以上）	左記の部署の全員	全 員
	建設課（主査以上） 都市政策課（係長以上） 農林水産課（主査以上） 商工観光課（係長以上） ガス水道局（全員） 市民課（係長以上） 福祉事務所（係長以上） 教育委員会事務局（係長以上）	左記の内、建設課、農林水産課及びガス水道局は全員 <b>【その他の部署】</b> 震災時は主査以上、園長・園長代理 風水害時は係長以上、園長・園長代理	

	【風水害時】 ガス水道局（係長以上）	【風水害時】 ガス水道局（主査以上）	
--	-----------------------	-----------------------	--

※上記を基本とし、所属長等は各部署の初期対応に必要な職員体制を構築しておくこと。

(2) 職員配備指令の伝達

- ① 消防本部は、地震情報、災害情報等を入手したときは、直ちに市長に報告し、その指示により総務課長を通じ各所属長に職員配備指令を伝達する。
- ② 勤務時間内の場合は、所属長からの伝達及び庁内放送により職員に周知する。
- ③ 勤務時間外の場合は、初動体制基準に基づく自主登庁を基本とする。
- ④ 電話が使用可能な場合は、各部署の緊急連絡網により、上司が職員に指示事項を伝達する。使用不可能な場合は、防災行政無線及びCATVにより指示を伝達する。

(3) 自主登庁

初動体制基準に定める自主登庁時は次の点に留意する。

- ① 自主登庁時の交通手段は、自転車、オートバイ、徒歩を基本とする。
- ② 職員は参集途上において、可能な限り被害状況を調査し、所属部長又は班長に報告するものとする。また、要配慮者を発見したときは援護措置にあたった後、速やかに参集するものとする。
- ③ 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する装備で参集するものとする。また、できる限り食料2食分程度を持参するものとする。

(4) 勤務時間内の配備

勤務時間内に地震が発生した場合、災害対策本部の指揮の下、各部署は直ちに応急対策の実施に入るものとする。

また、幼稚園、保育園、学校、出先機関等においては、園児、児童、生徒、市民等の安全確保及び施設の管理を要するため、これら出先機関の職員動員体制については別に定めるものとする。

### 3 糸魚川市災害対策本部の組織・運営

災害対策基本法、糸魚川市災害対策本部条例及び糸魚川市災害対策本部規程の定めるところにより、糸魚川市災害対策本部の組織、運営等について定める。

災害対策本部組織図及び業務分掌は、資料2-2、2-3のとおり。

(1) 設置基準

- ① 市の地域において、震度5強以上の地震が発生したとき。
- ② 市の地域において、大津波警報が発令されたとき。
- ③ 地震の規模及び被害状況から、特に市災害対策本部の設置を必要とするとき。

(2) 設置場所

市役所2階203・204会議室とする。ただし、市役所が被災し機能を確保することができないときは、消防本部・防災センター2階災害対策室又は他の市有施設に設置する。

また、局地的な被害の場合で、本部長が必要と認めるときは、現地対策本部を設置する。

(3) 廃止基準

本部長が、当該災害に係る応急対策がおおむね完了又は予想された災害の危険性が解消されたと認めたとき。

(4) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、新潟県総合防災情報システ

ムにより県（危機対策課）へ報告するとともに、防災会議構成機関及びその他関係機関に電子メール又はFAXにより、その旨を通知する。

#### 4 本部会議の運営

##### (1) 構成員

本部長、副本部長、本部員（部長、副本部長、班長、班員）で構成する。

##### (2) 協議事項

- ① 災害発生状況の報告と情報共有
- ② 災害応急対策等の実施に関する事項
- ③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- ④ 公用令書による公用負担に関する事項
- ⑤ その他災害対策上重要な事項

##### (3) 本部連絡員

各部長が所属班員のうちから、本部連絡員を指名する。本部連絡員は、本部から指示があった場合、所属部との連絡、所属部に関する被害及び災害対策活動に関する情報、資料の整理等の事務に従事する。

#### 5 本部組織間の職員応援

- (1) 災害対応に人員の不足する班は、部内の他の班から応援を受けるものとする。
- (2) 部内の応援で、なお人員が不足するときは、他の部から応援するものとする。

#### 6 応援要請等

被害が甚大で、市の職員だけでは十分な応急対策活動が行えないと予想されるときは、状況に応じて速やかに協定市等や県、他市町村に職員の派遣等の応援協力を要請するものとし、本章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に基づき行う。

## 第2節 防災関係機関の相互協力体制

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

大規模な地震が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、自衛隊等防災関係機関及び災害時応援協定締結団体等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

#### (2) それぞれの責務

##### ① 市の責務

ア 市が被災した場合は、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入れ体制を確立する。

イ 被災市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

ウ 協定締結市等において大規模な災害が発生した場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

エ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

オ 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

キ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

##### ② 県の責務

ア 県は、国、公共機関、市と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施する。

イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県等の関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

ウ 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災

- 害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。
- エ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- オ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- キ 市が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。
- ク 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- ケ 連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- コ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- サ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- シ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- ス 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。
- ③ その他の防災関係機関の責務
- ア その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- イ 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務が行うことが不可能

となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

ウ ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

エ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

オ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

### (3) 主な取組

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

- ① 災害時相互応援協定の締結
- ② 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- ③ 受援計画の整備など応援受入れ体制の確立
- ④ 応援計画の整備など応援体制の確立

### (4) 災害時要援護者に対する配慮

災害において医療機関及び福祉施設等が被災し、入院患者及び入所者を市域外の施設等に搬送する必要がある場合、他市町村及び県等に協力を要請し、迅速に対応する。

### (5) 積雪期の対応

積雪期における災害発生時に応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ及び活動が円滑に実施できるよう、速やかに除雪等を行い、施設及び用地の確保に努める。また、ヘリコプターの応援要請にあたっては、ヘリポートの積雪状況を十分確認し、着陸の可否についても考慮する。

## 2 市の応援要請

### (1) 他市町村に対する要請

市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

### (2) 知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（斡旋を含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

#### ① 連絡先及び連絡方法

県防災局（県災害対策本部設置後は、災害対策本部）へ、電話、FAX及び防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）又は口頭で行う。なお、電話、防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び口頭により要請した場合は、後にFAXで報告する。

② 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

### (3) 指定地方行政機関に対する要請

① 市長は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、必要事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

② 指定地方行政機関の長は、市長から職員の派遣要請を受けたときは、適任と認められる職員を派遣するよう努める。

- (4) 災害時応援協定事業所及び団体等に対する要請  
市長は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害時応援協定事業所及び団体等に必要事項を明らかにして、協力を要請する。
- (5) 知事に対する自衛隊への災害派遣要請依頼  
市長は、必要と認めるときは、知事に対し自衛隊への災害派遣要請を依頼する。災害派遣要請の依頼に関する具体的事項は、本章第10節「自衛隊の災害派遣計画」に定める。
- (6) 応援要請及び職員の派遣要請時の共通事項

応援要請	職員の派遣要請
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援を必要とする理由</li> <li>・ 応援を必要とする場所</li> <li>・ 応援を必要とする期間</li> <li>・ その他応援に関し必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣を必要とする理由</li> <li>・ 派遣を要請する職員の職種別人員</li> <li>・ 派遣を必要とする期間</li> <li>・ その他派遣に関し必要な事項</li> </ul>

### 3 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し、必要があると認めるときは、市長、知事又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。
- (2) 市長、知事及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)の長は、応急対策の実施の要請があった場合、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について、直ちに応急対策を実施する。

### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、市長又は知事に対し、応援を求めることができる。
- (2) 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、市長及び知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急対策との調整を図りながら、可能な限りこれに応じる。

### 5 消防機関に対する広域応援要請

消防団及び消防本部の消防力で対処する事が困難と予測される救助・救急事故及び大火災が発生したとき、消防組織法第39条及び第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。

- (1) 救助・救急及び火災等の広域応援要請  
応援要請の種別及び連絡先は、次のとおりとする。

	応援協定名称等	連絡先	連絡の内容	出動機関等
1	上越地域消防事務組合・糸魚川市消防相互応援協定	上越地域消防局 025-545-0199	派遣要請	上越地域消防局
		新潟市消防局 025-288-3191(昼) 025-288-3270(夜) 県防災局危機対策課 025-282-1638(昼) 025-285-5511(夜)	要請の報告	

2	消防相互応援協定	朝日消防署 0765-83-0009	派遣要請	朝日町消防団
		新川地域消防本部 0765-54-0119		新川地域消防本部
		北アルプス広域連合 0261-22-0119		北アルプス消防本部
		小谷村 0261-82-2001		小谷村消防団
		新潟市消防局 025-288-3191(昼) 025-288-3270(夜) 県防災局危機対策課 025-282-1638(昼) 025-285-5511(夜)	要請の報告	
3	新潟県広域消防相互応援協定	新潟市消防局 025-288-3191(昼) 025-288-3270(夜)	派遣要請 県内隊指揮統制 依頼	①上越消防本部 ②上越消防本部及び直 近隣接地域の消防本 部等 ③県下全域の消防本部
		県防災局危機対策課 025-282-1638(昼) 025-285-5511(夜)	要請の報告 緊急消防援助隊 要請の相談	
4	緊急消防援助隊要 綱	県防災局危機対策課 025-282-1638(昼) 025-285-5511(夜)	要請	消防庁に登録されてい る全国の救助、救急及 び消火部隊等
		新潟市消防局 025-288-3191(昼) 025-288-3270(夜)	要請の報告(代表 消防本部) 県内隊指揮統制 依頼	

※ 代表消防本部の判断に基づき知事が緊急消防援助隊を要請するケースもある。

(2) 消防防災ヘリコプターの応援要請

① 応援要請の種別及び要請先は、次のとおりとする。

応援協定名称等	要請種別	要請先	備考
新潟県消防防災ヘリ コプター応援協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査、情報収集等</li> <li>火災(消火)</li> <li>救助</li> <li>救急</li> <li>救援物資、人員等 の搬送</li> </ul>	新潟県消防防災航空隊 TEL 025-270-0263(昼) 隊長 090-8943-9409(夜) 副隊長 090-8943-9410(夜) FAX 025-270-0265	
広域航空消防応援実 施要綱		消防庁長官(県防災局消防課) TEL 025-282-1664(昼) 025-282-5511(夜) FAX 025-282-1667	消防防災航空 隊を有する県 及び政令指定 都市の消防機 関等

② 市は、消防防災ヘリコプターの応援要請を行う場合、指定されているヘリポート適地の安全確認を行うなど直ちに使用できる体制を整え、使用予定地及び状況を県に連絡する。

6 消防機関、警察機関及び自衛隊の応援受入れ体制

市は、応援要請を行うと同時に、応援要請により災害派遣される人員、車両及び物資等

の受入れ及び応援部隊が滞在し災害活動を実施するために必要な拠点等について、施設等の確保を行う。

(1) 情報の収集、伝達及び事前調整

応援要請の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、県及び関係市町村等に連絡するほか、災害対策本部内に関係機関連絡員室を設置した場合は、各機関から派遣されている職員と事前に調整を図る。

(2) 応援隊調整所の確保

異なる応援機関相互の活動調整及び情報連絡等は、原則として災害対策本部内の関係機関連絡員室で行うものとするが、災害活動拠点及び災害現場周辺における各隊の調整が必要な場合は、市は、原則として避難所に指定されていない公共施設を確保する。

(3) 災害活動拠点の確保

① 災害活動拠点候補地から市域の被災状況、周辺道路の被災状況、応援部隊の規模等を勘案し選定、確保する。

② 自衛隊の派遣部隊の活動拠点については、応援部隊の規模及び車両台数等の状況により、市管理用地を提供する。

③ 被災状況、応援部隊の規模等により市域内において災害活動拠点を確保することができない場合は、県、又は近隣市町村に依頼して確保する。

④ 食料の供給及び炊事施設の確保

自衛隊及び緊急消防援助隊等は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結するとされている。

## 7 他自治体職員等の応援受入れ体制

(1) 宿泊先

原則として避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等を斡旋する。

(2) 食料の供給及び炊事施設の確保

他自治体からの災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市が行うが、災害の規模及び被災状況等により食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に食料及び炊事用具の携行も依頼する。

## 第3節 災害時の通信確保

担当部署	総務課	◎消防本部
------	-----	-------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

#### (2) それぞれの責務

##### ① 市の責務

ア 市防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

イ 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

ウ 市民への情報伝達は、あらゆるメディアを積極活用する。

エ 避難所との双方向の情報伝達については、防災行政無線、衛星電話等の通信装置を配置、一般加入電話の設置・借用等、複数の代替手段を検討し情報孤立にならないよう配慮する。

オ 災害対策本部設置場所においては、非常電源装置の確保、電話、FAX等の増強を行い情報の集約化に努める。

##### ② 県の責務

ア 県防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

イ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

ウ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

##### ③ 防災関係機関、通信事業者等の責務

市又は県から要請があった場合は通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

#### (3) 主な取組

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災により通信が途絶した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

#### (4) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者及びその支援者等並びに要配慮者関連施設に対する情報伝達については、あらゆるメディアを用い、情報が早期に確実に伝わるよう配慮する。

#### (5) 積雪期の対応

積雪期は孤立地区の発生も予想されるため、複数の代替手段を検討し情報孤立にならないよう配慮する。

## 2 業務の体系

- 防災通信施設機能確認
- ↓
- 電気通信事業者の設備の利用
- ↓
- 緊急連絡用回線設定
- ↓
- 他機関への通信施設支援要請
- ↓
- 応急復旧計画の策定
- ↓
- 非常通信の利用
- ↓
- その他の手段
- ↓
- 応急復旧工事
- ↓
- 緊急対策用通信手段の確保

## 3 業務の内容

- (1) 防災通信施設機能確認  
市は、市防災行政無線設備（同報系、移動系）、防災相互通信用無線機、新潟県総合防災情報システムの機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。
- (2) 電気通信事業者の設備の利用  
市は、災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）、衛星電話等を利用して通信を確保する。  
回線の不良等で通信の確保が困難な場合には、通信事業者に対し早期の復旧、並びに復旧期日の通知を要請する。
- (3) 緊急連絡用回線設定  
市は、電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。
- (4) 他機関への通信施設支援要請  
市は、関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請するほか、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。
- (5) 応急復旧計画の策定  
市は、市防災行政無線設備（同報系、移動系）の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。
- (6) 非常通信の利用  
市は、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は地方非常通信ルートにより行う。
- (7) その他の手段  
通信の確保について、必要に応じて、災害時応援協定に基づきアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮す

- る。
- また、いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。
- (8) 応急復旧工事
- 市は、復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。
- (9) 緊急対策用通信手段の確保
- 市及び県は、所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。また、市は、県から利用可能な通信手段の情報提供を受けるとともに、必要に応じて総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与、通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

#### 4 庁舎停電時の対応

市庁舎、各事務所、消防庁舎及び避難所等の停電時における通信の確保については、非常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防災関係機関に支援を要請する。

## 第4節 津波避難計画

津波避難計画は、津波災害対策編 第3章「第6節 津波避難計画」に定める。

## 第5節 被災状況等収集伝達計画

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

被災状況等の収集・伝達は、その後の災害応急対策を講ずる上での基幹となるものであることから、迅速かつ正確な情報の収集・伝達が必要となる。市及び防災関係機関は相互に連携して迅速な情報収集、情報の共有化に努め、県、関係機関及び市民等への情報伝達を行う。

#### (2) それぞれの責務

##### ① 市民・企業等の責務

地震発生直後は情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋等を準備する。

##### ② 市の責務

ア 地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、自主防災組織及び自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

イ 市内で震度4以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を県防災局へ報告する。また、市内震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ 被害が発生した場合、ドローン等により上空からの画像撮影を行い、被害状況の把握に努める。

##### ③ 県の責務

ア 県は県内で震度4以上の地震が発生した場合には市、糸魚川地域振興局及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

ウ 気象庁から県内沿岸に津波警報が発表された場合には、自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。

エ 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路(株)等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

オ 収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム(GIS)の活用など各種手段を使って情報の共有化を図る。

カ 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

キ 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

ク 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と

連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

ケ 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

④ 警察本部の責務

ア 地震発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集にあたり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

⑤ 防災関係機関の責務

大規模な地震が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに、必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトカー等を出動させ、被災地情報を収集する。

(3) 主な取組

災害関連情報等を集約し、市、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策を進めるとともに、報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団等の避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図る。

県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

(5) 積雪期の対応

積雪期に地震が発生した場合、山間地の集落は道路の被災及び雪崩の発生等により通信、交通ともに途絶状態となる可能性が高いため、避難時の携帯ラジオの携行について市民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段の確保に努める。

(6) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、市へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

## 2 災害情報の時系列収集区分

情報収集は、人的被害情報を最優先として災害発生直後から時間経過に応じて行い、関係機関は所管する業務に係る災害情報を市に提供する。

区分	収集事項	収集要領等
災害速報 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害</li> <li>・火災被害</li> <li>・住家被害状況</li> <li>・住民避難状況</li> <li>・主要道路・施設被害状況</li> <li>・ライフライン施設被害状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後に実施</li> <li>・迅速性を第一とし、市内全体の被害状況を把握</li> <li>・警察・消防を主体とした関係機関から情報収集</li> <li>・市民、自治会からの通報等</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関被害状況</li> <li>・河川・海岸・土砂災害状況</li> </ul>	(・職員の参集途上の情報)
中間報告 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1段階での収集事項</li> <li>・非住家被害状況</li> <li>・公共施設被害状況</li> <li>・民間施設被害状況</li> <li>・農林商工業被害状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1段階での収集事項を詳細に把握</li> <li>・現地調査の実施</li> <li>・被害の数量的把握</li> </ul>
概算集計 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を概算集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を数量的に概算集約</li> </ul>

### 3 情報連絡体制

#### (1) FAXの優先利用

緊急性の高い連絡及び軽微な連絡等は一般加入電話及び携帯電話等によるが、災害対策本部、防災関係機関相互の重要事項の情報伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

#### (2) 有線通信が途絶した場合の措置

##### ① 県、他市町村及び防災関係機関との連絡

地域衛星通信ネットワーク又は衛星携帯電話を利用するものとし、可能な場合は防災関係機関の無線局や事業所で開設している無線局の協力を得て行う。また、必要に応じて伝令を派遣する。

##### ② アマチュア無線の活用

ア 非常の事態が発生し、又はおそれのある場合で災害対策上必要が生じたときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき、免許状以外に記載された範囲外の通信を行うことができる。

イ 災害時において有線通信が被害を受け使用不能となった場合は、アマチュア無線クラブ等の協力を得て、災害情報の収集・伝達等を行う。

### 4 市の実施体制

#### (1) 被害規模早期把握のための活動体制

地震の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害規模を推定するための関連情報を収集する。

##### ① 庁内組織を通じた情報収集

###### ア 初期段階（災害対策本部設置前）の活動

庁内各部署に市民等から寄せられる被害情報及び各担当課が実施した初期活動の内容について消防防災課を通じて収集する。文書又は災害情報システムによる報告を基本とするが、急を要するときは口頭及び電話で行い、事後、文書等で報告を行う。

###### イ 災害対策本部設置後の活動

市民や現地に派遣した職員から災害対策本部各部(班)に寄せられる被害情報、現地の状況、市民の要望及び応急対策活動の実施状況等は、本部連絡員等を通じて収集する。報告方法は、初期段階と同様とする。また、災害の発生が勤務時間外の場合は、非常参集する職員は参集途上で確認した被災状況等を所属部長を通じて災害対策本部に報告する。

##### ② 地域を通じた情報収集

被災現場での情報の収集及び伝達は、避難所担当職員、消防団、自治会、自主防災組織及びNPO団体等を通じて行うこととし、情報の一元化を図るため、窓口は災害対策本部とする。

- (2) 災害発生直後の被害情報収集と県等への伝達  
初期段階から収集した各種情報は、配備体制及び災害対策本部設置の決定など活動体制の検討に活用するほか、県等に報告する。
  - ① 大規模な火災、災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに県防災局に火災・災害等即報要領（昭和59年消防第267号消防庁長官通知）第2速報基準に従い第一報を報告する。
  - ② 火災・災害等即報要領 第3直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、県に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内に分かる範囲で報告する。
- (3) 一般被害情報及び応急活動情報の収集と県等への報告  
収集した情報は、行うべき応急対策活動の決定、市民、マスコミへの広報等に活用するほか、県及び防災関係機関等に報告する。
  - ① 防災関係機関等の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
  - ② 把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を「災害報告取扱要領」（平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知）により県に逐次報告するとともに、防災関係機関や市民にも情報を提供する。
  - ③ 避難所を開設したときは、職員又はボランティアの連絡員を通じて避難者の数、状況及び必要とされる食料、生活必需品等の情報を効率的に収集する。
- (4) 被害状況のとりまとめ
  - ① 各部署は、地震が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の手順により災害対策本部へ被害状況及び活動状況を報告する。

報告区分	時期	留意事項
発生	覚知後直ちに報告し、以後、詳細が判明する都度とする。	・人的被害、建物被害を優先 ・出所を明確にする。
経過	原則として、1日1回とし、午前10時までとする。	・速報後に確認された事項 ・死者、負傷者及び建物の詳細情報
確定	被害の全容が判明し、被害状況が確定したとき。	・被災世帯人員等については、住所登録とも照合する。

- ② 災害対策本部は、各部署からの情報の集約については、次の点に留意する。
  - ア 至急確認すべき未確認情報を抽出し、最終確認を行う。（デマ、噂等も含む。）
  - イ 被害が軽微又は無被害である地域の把握
  - ウ 情報の空白地区の把握
  - エ 災害の全体像の把握
- (5) 災害情報の伝達
  - ① 集約した災害関連情報等は、災害対策本部会議を公開するなど、防災関係機関、報道機関及びライフライン・公共交通機関等に逐次還元する。
  - ② 市民に対しては、本章第6節「広報計画」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を行う。

## 5 防災関係機関の実施体制

- (1) 被災情報の収集・伝達は、各機関がそれぞれ必要な事項に基づいて行うが、市、県及び他の機関から情報提供の要請があったときは、これに協力する。
- (2) 市が関係機関連絡員室を設置した場合は、各機関は可能な範囲内で職員を派遣し、市

災害対策本部及び派遣されている他の機関と相互の情報共有に努める。

## 第6節 広報計画

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震発生時、市民等に迅速かつ的確に正確な情報を伝えることで民生の安定を図り、災害対策を円滑に実施する必要があるため、市、県及び防災関係機関等は相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

#### (2) それぞれの責務

##### ① 市民、企業等の責務

地震・津波に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

##### ② 市の責務

収集した情報及び県からの情報を市民等に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

##### ア 広報・広聴すべき事項

(ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報

(イ) 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報

(ウ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報

(オ) 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等

(カ) 被災者の相談・要望・意見

(キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

##### イ 手段

(ア) 電話・防災行政無線（戸別受信機含む。以下本節中同じ。）、CATV、個別訪問、広報車による情報発信及び印刷物の配付・掲示

(イ) 市民相談窓口の開設

(ウ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

(エ) 安心メールによる情報発信

(オ) 緊急速報メールによる情報発信

(カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(キ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）

(ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者等）への情報提供

##### ③ 県の責務

地震発生後、地震・津波に関する全県的な情報を積極的に収集し、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保する。

また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

##### ④ 県警察の責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と

秩序を維持するため、概ね次の項目について広報を行う。

- ア 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- イ 交通規制に関する情報
- ウ 市長から要請があった場合等の避難指示（緊急）広報
- ⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の責務
  - 海上、沿岸部分における被害状況及び応急対策の実施状況を広報する。
- ⑥ 新潟地方気象台の責務
  - 地震が発生した場合、緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等を提供する。
  - ア 広報すべき事項
    - 緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等
  - イ 手段
    - (ア) 防災情報提供システム等での提供
    - (イ) 報道機関、県、市町村及び防災関係機関への説明会の実施
    - (ウ) インターネットによる情報発信
- ⑦ 高田河川国道事務所の責務
  - 民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。
- ⑧ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）の責務
  - 地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、概ね次の項目について広報を行う。
  - ア 被災により使用できない区域
  - イ 使用可能な場合は、使用上の注意
  - ウ 復旧状況及び復旧見込み
- ⑨ 公共交通機関（鉄道、バス、船舶）の責務
  - 避難・救援活動が迅速に行われるよう、概ね次の項目について広報を行う。
  - ア 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航の取りやめ
  - イ 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段
  - ウ 復旧状況及び復旧見込み
- ⑩ 報道機関の責務
  - 地震・津波に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき放送する。
- ⑪ その他防災関係機関等
  - 市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。
- ⑫ インターネットによる情報発信における連携
  - 各防災関係機関が市民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを張るなどして市民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。
- (3) 主な取組
  - 多様な手段を活用しながら、時機を失することなく広報する。
- (4) 要配慮者に対する配慮
  - ① 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
  - ② 視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示の組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。また、テレビ放送では字幕を併用するなどの配慮を行う。
  - ③ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
  - ④ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

- ⑤ 地域内の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
  - ⑥ 地域情報に不案内な旅行者、遠距離通勤・通学者等に対し、企業、事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。
- (5) 代替情報提供機能の確保  
地震、津波等による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

## 2 業務の体系

- 地震発生直後における広報  
↓
- 地震発生後において市が行う広報  
↓
- 防災関係機関等が行う広報  
↓
- 報道機関による広報

## 3 業務の内容

災害の発生が予想されるとき、又は災害発生後の各段階における広報活動は、次の事項を重点として行う。

(1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内）

新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震観測データに基づく情報（緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。</li> <li>・ 必要に応じて、県、市、報道機関等に津波情報・予報、地震情報等について、説明会を開催する。</li> </ul>
高田河川国道事務所 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管する道路及び施設の被害状況や通行規制情報等について広報する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難指示等</li> <li>・ 津波発生の危険性がある場合は、沿岸地域の住民等に防災行政無線、広報車、新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）等により広報するとともに、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。</li> <li>・ 消防団、自治会及び自主防災組織等の協力を得て避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。</li> <li>・ 地震の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じて、報道機関を通じて市民等に説明する。</li> </ul>
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直ちに被害状況を報道し、市民及び関係機関等の事態の把握を支援する。</li> </ul>

(2) 地震発生後において市が行う広報

<p>災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況</li> <li>・ ライフラインの被害状況と使用に関する注意事項</li> <li>・ 避難所に関する情報</li> <li>・ 医療、救護、衛生及び健康に関する情報</li> <li>・ 交通規制に関する情報</li> <li>・ 水、食料及び生活必需品等の供給に関する情報</li> <li>・ 社会福祉施設等の稼働状況、受入れ状況に関する情報</li> <li>・ 災害ごみの処理に関する情報</li> <li>・ 保育園、幼稚園及び学校の休校等に関する情報</li> <li>・ 災害ボランティアに関する情報（広域に発信）</li> <li>・ 義援金及び義援物資に関する情報（広域に発信）</li> <li>・ 各種相談窓口に関する情報</li> <li>・ 市長は必要に応じ、被害状況及び対策の実施状況等に関し、報道機関を通じて市民等に説明する。</li> <li>・ その他、応急対策に必要な事項</li> </ul>
<p>災害応急対策本格稼働期 (地震発生後概ね3日目以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒、衛生、医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報</li> <li>・ 保育園、幼稚園及び学校の再開予定に関する情報</li> <li>・ 仮設住宅に関する情報</li> <li>・ 市長は必要に応じ、今後の見通し及び復旧計画の方針等を、報道機関を通じて市民等に説明する。</li> </ul>
<p>復旧対策期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罹災証明書の発行</li> <li>・ 生活再建資金の貸付</li> <li>・ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等</li> <li>・ その他生活再建に関する情報</li> </ul>

(3) 防災関係機関等が行う広報

他の関係機関との緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、各機関の所管する事項について随時適切な広報活動を実施する。

(4) 報道機関による広報

市等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、市民等の安全確保と社会的混乱の防止を目的として、市民等に対し正確で迅速な報道を行う。

#### 4 緊急を要する放送の要請

市は、災害により無線設備若しくは有線電気通信施設により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合等特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者をあわせて「全県波放送局」という。）に緊急情報の放送を要請するとともに、その内容を県に報告する。

なお、要請できる内容は、津波の襲来、火災の延焼等市民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけとする。

- 全県波放送局
  - ・ 日本放送協会新潟放送局
  - ・ B S N新潟放送
  - ・ N S T新潟総合テレビ
  - ・ T e N Yテレビ新潟放送網
  - ・ U X新潟テレビ21
  - ・ エフエムラジオ新潟
  - ・ 新潟県民エフエム放送

## 5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自主防災組織及び自治会等からの相談・要望等の受付</li><li>・ 被災者のための相談窓口の設置</li></ul>
県	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市の行う被災者のための相談活動に対する支援</li><li>・ 災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取</li></ul>
ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者相談窓口の開設</li></ul>

## 第7節 市民等避難計画

担当部署	総務課 能生事務所 青海事務所 市民課 福祉事務所 建設課 教育委員会 ◎消防本部
------	--

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

地震発生時は、津波等地震による二次災害の危険がある場合を除き、行政による避難に関する情報の発令はないため、市民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

市は、市民の生命、身体を保護するため、避難所の開設を行い、関係機関と連携して避難経路の安全を確保する。

津波からの避難については、津波災害対策編第3章「第6節 津波避難計画」に定める。

#### (2) それぞれの責務

##### ① 市民の責務

- ア 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- イ 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火にあたる。
- ウ 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- エ 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- オ 市が発令する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。

##### (ア) 高齢者等避難

高齢者等避難行動要支援者は、支援者の協力を得て、指定避難所等の安全な場所へ避難を開始する。高齢者等以外の人も避難の準備をしたり、自主的に避難を開始する。

##### (イ) 避難指示

原則全ての市民は指定避難所等へ避難する。

##### (ウ) 緊急安全確保

その場に留まることが危険であり、直ちに身の安全を確保する。

- カ 異状を発見した場合は、直ちに市、消防本部等に通報する。
- キ 指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

##### ② 企業、事業所等の責務

- ア 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- イ 必要に応じて、施設を緊急の避難場所として提供する。
- ウ 近隣での市民の救助活動に協力する。

##### ③ 市の責務

- ア 地震発生後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- イ 避難路の安全又は危険情報を速やかに広報する。
- ウ 指定避難所との双方向の通信手段を確保する。
- エ 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- オ 避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- カ 二次災害※の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難を指示する。  
※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等  
避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。
- キ 要配慮者の受入れ体制の確立など、要配慮者に配慮した迅速な対応を図る。
- ク 旅行者等に対して避難路、指定緊急避難場所や指定避難所、安否情報等の広報が行える体制を整える。

## ④ 県の責務

ア 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供して状況判断について技術的な支援を行う。

また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

イ 前記の情報収集・提供を行う拠点を危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。

ウ 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

エ 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。

オ 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供等、必要な支援を行う。

カ 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の確保に係る支援を行う。

キ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

## ⑤ 県教育委員会の責務

所管する県立学校の指定避難所としての使用に協力する。

## ⑥ 県警察の責務

ア 市民の避難途上の安全確保に協力する。

イ 必要に応じて、広域緊急援助隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出にあたる。

## (3) 主な取組

適切な避難指示等の実施及び避難誘導等により、二次被害による人的被害発生を防止する。

避難誘導支援者の逃げ遅れを防止する。

## (4) 要配慮者に対する配慮

① 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者に対しては、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、市民等の支援のもと、安全な場所に避難させる。

② 市は、市民等の避難にあたっては、「糸魚川市個別避難計画」に基づき、自治会、自主防災組織、消防団、消防署、県警察、民生委員及び福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導を行う。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検を行う。

③ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

④ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

## (5) 積雪期の対応

① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

② 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

③ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民の共助による注意呼びかけ等の活動を強化する。

④ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

- ⑤ スキー客等が一時的に帰れない状況にある場合は、宿泊施設の借り上げ等により避難場所の確保に努める。
- (6) 広域避難への対応
- ① 他市町村への避難協議等  
 当市が被災した場合において、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。
- ② 県による協議等  
 県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- ③ 県による助言  
 県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。
- ④ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有  
 市及び県は、居住地以外に避難する被災者の情報について、避難元と避難先の自治体間による情報共有に努める。

## 2 業務の体系

- 市民等の自主避難に対する対応
- ↓
- 避難に関する情報の発令、伝達
- ↓
- 避難誘導

## 3 業務の内容

- (1) 市民等の自主避難に対する対応  
 避難に関する情報発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。
- (2) 避難に関する情報の発令、伝達
- ① 二次災害の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難に関する情報を発令するとともに、指定避難所を開設する。
- ② 避難に関する情報の発令は、次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線及び広報車等による伝達のほか、自治会、自主防災組織、消防団、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。
- |         |      |       |        |           |
|---------|------|-------|--------|-----------|
| ・避難対象地域 | ・避難先 | ・避難経路 | ・避難の理由 | ・避難時の注意事項 |
|---------|------|-------|--------|-----------|
- ③ 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。
- ④ 避難に関する情報を発令した場合は、発表時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。
- (3) 避難誘導
- ① 避難者は、可能な限り自治会、自主防災組織等を単位とした集団による避難を行う。
- ② 避難誘導にあたっては、自治会や自主防災組織、関係機関等から避難路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定する。

#### 4 避難に関する情報の発令

##### (1) 避難に関する情報発令の実施者

区分	実施者	発令の基準	根拠法令
高齢者等避難	市長	要配慮者、特に避難行動要支援者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	避難情報に関するガイドライン(令和3年5月改定)
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条

##### (2) 市民等への主な広報手段

地域	広報手段
糸魚川地域 青海地域	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、メール(安心メール・緊急速報メール)、インターネット、広報車、自治会長等への電話・FAX等
能生地域	上記のほか、CATV

#### 5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

##### (1) 警戒区域設定の実施者

区分(根拠法令)	実施者	備考

災害対策基本法	第63条第1項	市長	災害時の一般的な警戒区域の設定権	住民の生命・身体保護を目的とする。
	第63条第2項	警察官又は海上保安官（市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。）		
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長又はその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）		
水防法	第21条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所の警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。）		
消防法	第28条第1項 第36条	消防吏員又は消防団員	火災現場及び水害を除く他の災害現場における警戒区域の設定権	
	第28条第2項 第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。）		

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には、法令で定めるところにより罰則を適用できる。

警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、ただちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて指定避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供するものとする。

## 第8節 避難所運営計画

<b>担当部署</b>	総務課 能生事務所 青海事務所 ◎市民課 環境生活課 福祉事務所 健康増進課 商工観光課 教育委員会 ガス水道局
-------------	---

### 1 計画の方針

#### (1) 基本方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き先を得た段階で閉鎖する。指定避難所の開設・運営は市が行い、運営にあたっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

#### (2) それぞれの責務

##### ① 市民の責務

避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

##### ② 市の責務

ア 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、災害時応援協定団体による避難者の受け入れについて検討及び要請を行うとともに、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

イ 市は、避難所と災害対策本部との連絡体制を確保する。

ウ 市は、避難所における他市町村等からの応援職員の受入体制を整える。

##### ③ 県・県警察の責務

県は、市の避難所の開設・運営を支援する。県警察は、避難所の保安等にあたる。

##### ④ 避難所予定施設の管理者の責務

避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

#### (3) 主な取組

目標時間	対 応
地震発生後 3 時間以内	指定避難所開設（施設の安全確認、職員配置）
地震発生 6 時間後	避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。
地震発生 12 時間後	必要に応じて仮設トイレを設置する。
地震発生から概ね 3 日以内	避難者の入浴の機会を確保する。
地震発生から 2 か月程度	避難所での生活を概ね終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

#### (4) 避難所運営の留意点

##### ① 一般的事項

- ア 指定避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。
- イ 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の設置や巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
- ウ 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
- エ 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- オ 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティション、段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。
- カ 避難所の建物外の避難者には、テント等を提供する。
- キ トイレは、仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
- ク テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- ケ 避難者による避難所運営組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- コ 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- サ 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- シ 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
- ス 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- セ 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- ソ 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
- タ 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
- チ 市は、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、チ獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ② 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営
- 避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。
- ア 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
- イ 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
- ウ 避難者による避難所運営組織に対しては、男女双方が参画できるよう配慮を求める。

- エ 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
- オ 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
- カ 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- キ 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ク 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレを設置や、入浴施設への送迎、個室の浴室の設置などに努める。
- (5) 要配慮者への配慮
- ① 避難所での配慮
- ア 市は、指定避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
- イ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置等、要配慮者の情報環境に配慮する。
- ウ 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。  
通常避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。(人工呼吸器装着者、在宅酸素療法等電気を必要とする患者の場合は、電気が使える施設へ直ちに移動させる。)
- ② 福祉避難所の開設
- ア 市は、要配慮者が一時的に福祉施設等に入所する必要があると認めたときは、福祉施設等と連携し、指定避難所から福祉施設等への避難を支援する。  
また、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設する。
- イ 県は、市による対応で施設等が不足する場合には、県内関係機関と調整する。また、施設への緊急入所を必要としない程度の要介護高齢者、障害者等については、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
- ウ 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。
- (6) 積雪期の対応
- ① 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他の避難所を開設し収容する。
- ② 暖房器具及び採暖用具の配置並びに早期の温食提供等に配慮する。

## 2 業務の体系

- 地震発生後 24 時間以内の業務
- ↓
- 地震発生後 3 日目以内の業務
- ↓
- 地震発生後 3 日目以降の業務

### 3 業務の内容

#### (1) 地震発生後 24 時間以内の業務

##### ① 市の役割と対応

##### ア 指定避難所開設（～3 時間）

(ア) 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ

(イ) 職員配置及び避難所開設報告

避難所担当職員は、職員の配置状況及び避難者の状況等を一般加入電話、携帯電話及び伝令等により災害対策本部へ報告する。

(ウ) 施設の安全確認

##### イ 避難者の状況把握（～6 時間）

(ア) 避難者数・ニーズの把握及び報告

(イ) 避難所備蓄物資の提供

##### ウ 外部からの応援受入開始（～12 時間）

(ア) 避難所運営応援職員の受入れ

(イ) ボランティアの配置

(ウ) 食料・生活必需品提供の開始

(エ) 仮設トイレ設置

(オ) 冷房器具の手配（夏季）

(カ) 暖房器具及び燃料の手配（冬季）

(キ) 市保健班及び市救護班の派遣

(ク) 避難行動要支援者支援要員の配置

##### エ 避難行動要支援者の移動（～24 時間）

(ア) 傷病者等の医療機関への搬送

(イ) 福祉施設等への緊急入所

##### ② 県の役割と対応

##### ア 指定避難所開設時の支援（～3 時間）

(ア) 県施設避難所の開設への協力

(イ) 施設の応急危険度判定要員派遣

(ウ) 自衛隊へ傷病者等の搬送、食料・物資輸送の要請

##### イ 避難所運営の応援（～12 時間）

(ア) 避難所運営応援職員の派遣

(イ) 食料・生活必需品の調達・配送（県備蓄物資の提供）

(ウ) 仮設トイレの手配

(エ) 県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣

(オ) 看護師及び保健師の派遣

##### ウ 避難行動要支援者の移動（～24 時間）

(ア) 受入れ医療機関の確保

(イ) 福祉関係者への協力依頼

#### (2) 地震発生後 3 日目以内の業務

##### ① 市の役割と対応

##### ア 避難所の拡充・充実

(ア) 屋外避難者へのテント等提供

(イ) 避難所環境の改善（段ボールベッド、パーティション等設置）

(ウ) 避難者による避難所運営組織編成

・ 県に、自衛隊に対する避難者用テント設営の要請を依頼する。

・ 県警察に、避難所における保安対策の実施、市民が避難した地域の保安・警備を要請する。

・ 東北電力㈱に、早期の避難所施設への電力供給を要請する。

- ② 県の役割と対応
  - ア 自衛隊に避難者用テント設営を要請
- ③ 自衛隊の役割と対応
  - ア 県からの要請により避難者用テントを設営
- ④ 県警察の役割と対応
  - ア 避難所における保安対策の実施
  - イ 住民が避難した地域の保安・警備
- (3) 地震発生後3日目以降の業務
  - ① 市の役割と対応
    - ア 避難者サービスの充実（3日～）
      - (ア) 入浴機会の確保
      - (イ) 避難所での炊飯開始
      - (ウ) 避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配
      - (エ) 臨時公衆電話等の設置を要請
  - ② 県の役割と対応
    - ア 避難者サービス充実への協力（3日～）
      - (ア) 自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請
      - (イ) 入浴施設への協力依頼
    - イ 避難所・避難者の集約（7日～）
  - ③ 自衛隊の役割と対応
    - ア 避難者サービス充実への協力（3日～）
      - (ア) 県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施
  - ④ 電気通信事業者の役割と対応
    - ア 避難者サービス充実への協力（3日～）
      - (ア) 市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置